開　成　町

第３期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第３期障がい児福祉計画

令和６年３月

開　成　町

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

第1節 計画策定の背景・趣旨 1
第2節 障がい者施策の動向 4
第3節 計画の位置づけ 7
第4節 計画の対象 8
第5節 計画の期間 8

第2章 障がい児者を取り巻く現状 9

第1節 障がい児者の現状 9
第2節 アンケート調査 17

第3章 基本理念と基本目標 31

第1節 基本理念と基本目標 31
第2節 計画の推進体制 35
第3節 障害福祉サービスの体系と種類 37
第4節 重点施策 40

第4章 障がい児者施策の展開【第3期障がい者計画】 42

第1節 障がいをよく知る（啓発・広報） 42
第2節 お互いにわかりあう（福祉教育・ボランティア活動） 44
第3節 共に過ごす（社会参加・交流） 46
第4節 可能性を増やす（教育・育成） 48
第5節 張り合いを持つ（雇用・就労） 51
第6節 はつらつと暮らす（保健・医療） 53
第7節 安心して住む（障がい福祉サービス・権利擁護） 56
第8節 地域環境を整える（やさしいまちづくり） 58
第9節 安全・安心を育む（防災・防犯） 60

第5章 サービス提供体制の整備【第7期障がい福祉計画】 62

第1節 令和8年度（2026年度）の成果目標 62
第2節 介護給付 68
第3節 訓練等給付 74
第4節 計画相談支援給付等 82
第5節 地域生活支援事業 84
第6節 その他の事業 89

第6章 障がい児支援【第3期障がい児福祉計画】 91

第1節 障がい児支援 総論 91
第2節 令和8年度（2026年度）の成果目標 91
第3節 発達障がいの早期発見・早期支援に向けた活動指標 92
第4節 障がい児通所サービス 93
第5節 相談支援給付 96
第6節 その他の事業 97

資料編 98

1. 開成町障がい福祉推進協議会設置要綱 98
2. 計画の策定経過 100
3. 開成町障がい福祉推進協議会委員名簿 100
4. 町内事業所一覧 101

第1章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景・趣旨

開成町では平成 18 年度に障害者基本法に基づく「開成町障害者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「開成町障害福祉計画」を策定しました。その後、「障がい者計画」は6年ごと、「障がい福祉計画」は3年ごとに計画の見直しを行い、その時の社会状況に即して障がいのある方に対する支援の方針を示すとともに、各種事業や施策を展開して参りました。

平成 30 年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、地域生活支援や就労支援の強化をはじめ、障害のある方の高齢化への対応、発達支援サービスの強化、障害のある児童へのサービス提供体制を構築するための「障害児福祉計画」を策定することが定められました。

これに伴い、身近な地域で重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる体制の整備や、専門・関係機関の協議の場を設置することで、障がいの有無に関わらず地域社会への包容の推進を図っています。

また、地域共生社会の考え方に基づいて、様々な分野で具体的な取り組みが求められています。特に福祉の分野全体においては、従来縦割りで制度や分野ごとに提供されていましたが、障がいのある方々の成長や加齢に伴う各ライフステージにおけるサービスの移行が円滑に進められるよう、関係機関の連携や複合型サービスの普及促進が喫緊の課題となっています。

令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※1」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が図られているとともに、令和5年には「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例※2」が施行され、障がい者に関係する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる環境の構築を推進するなど、地域共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められており、障がいのある方及びその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、そのような障がい者に関する法律や制度に加えて、「こども基本法※3」が令和5年に施行され、こどもの安全やこどもの居場所づくりなどの取組みを強化し、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を推進しています。

「開成町第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

※1. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

◆目的

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要になるため、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とします。

◆基本理念

①障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるようにする。

②日常生活や社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。

③障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。

④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

※2. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

◆当事者目線の障がい福祉

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係するすべての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることをいいます。

◆当事者目線の障がい福祉を進めるための大切な考え方（基本理念）

①個人として尊重されること

②障がい者が自己決定できるようにすること

③障がい者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること

④障がい者の可能性を大切にすること

⑤障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること

⑥すべての県民で地域共生社会を実現すること

※3. こども基本法

◆目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進します。

◆基本理念

①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること

②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

子どもの権利条約　4つの原則

〇生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

〇子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

〇子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

〇差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

第2節　障がい者施策の動向

1. 近年の法制度整備の状況

障害者基本法施行から53年、障害者自立支援法施行から17年が経過していますが、一人ひとりニーズが異なる障がいのある方への支援制度はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

法制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行や障害者総合支援法の改正など、最新の動向に対応する必要があります。

【 障がい者支援制度の近年の動向 】

年	法律や制度の整備内容（法令名は省略）	国
平成 25（2013）年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画（第３次）
平成 26（2014）年	障害者権利条約の批准	
平成 27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28（2016）年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29（2017）年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30（2018）年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画（第4次計画） 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画（第４次）
令和元（2019）年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2（2020）年	障害者雇用促進法の改正	
令和3（2021）年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4（2022）年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	
令和5（2023）年	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行	障害者基本計画（第５次）

2. 国の政策動向

国では、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」に基づき、障がい者施策を推進しています。

また、市町村の第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

【 障害者基本計画（第5次）の基本的な考え方 】

基本原則	（1） 地域社会における共生等
	（2） 差別の禁止
	（3） 国際的協調
各分野に共通する横断的視点	（1） 条約の理念の尊重及び整合性の確保
	（2） 共生社会の実現に資する取組の推進
	（3） 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
	（4） 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
	（5） 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
	（6） PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

【 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の国の基本指針（抜粋） 】

〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組

〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

〔相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1.相談支援体制の充実・強化
2.地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3.発達障害者等に対する支援
4.協議会の活性化

〔障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1.地域支援体制の構築
2.保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3.地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
4.特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5.障害児相談支援の提供体制の確保

第3節　計画の位置づけ

「開成町第3期障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画に位置づけられるもので、保健・医療・教育社会参加・災害時支援等、開成町における障がいのある方を支援するための総合的な施策展開を目的としています。

今回策定する「開成町第7期障がい福祉計画」及び「開成町第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画に位置づけられるもので、障害者計画のうち生活支援に関わる各種障害福祉サービスの確保方策や、国の基本指針に即し、各種サービスの利活用を通じて障がいのある方の自立や社会参加を支援するという観点から、成果目標や活動指標を定める実施計画としての役割を担います。

【　第3期開成町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の位置づけ　】

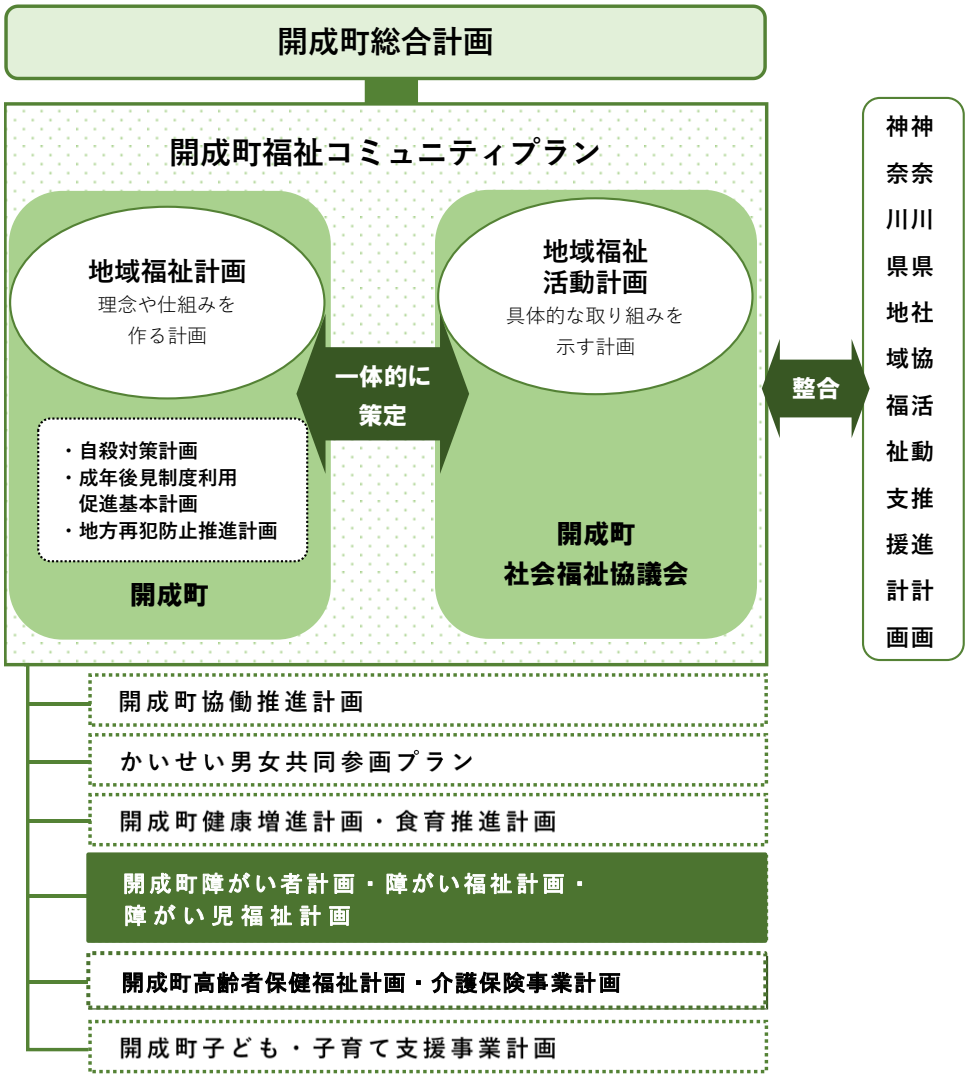

本計画の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則平仮名で表記しています。ただし、法令、団体名等の固有名詞は漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、身体障害者手帳、障害支援区分など）

第4節　計画の対象

本計画に基づく施策の対象は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等があるため日常生活又は社会生活を営む上で何らかの支援を受ける必要がある方や不自由な状況にある方です。

第5節　計画の期間

「第3期障がい者計画」は、令和6年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの6年間、「第7期開成町障がい福祉計画」及び「第3期開成町障がい児福祉計画」は、令和6年度（2024 年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

【 計画の期間 】

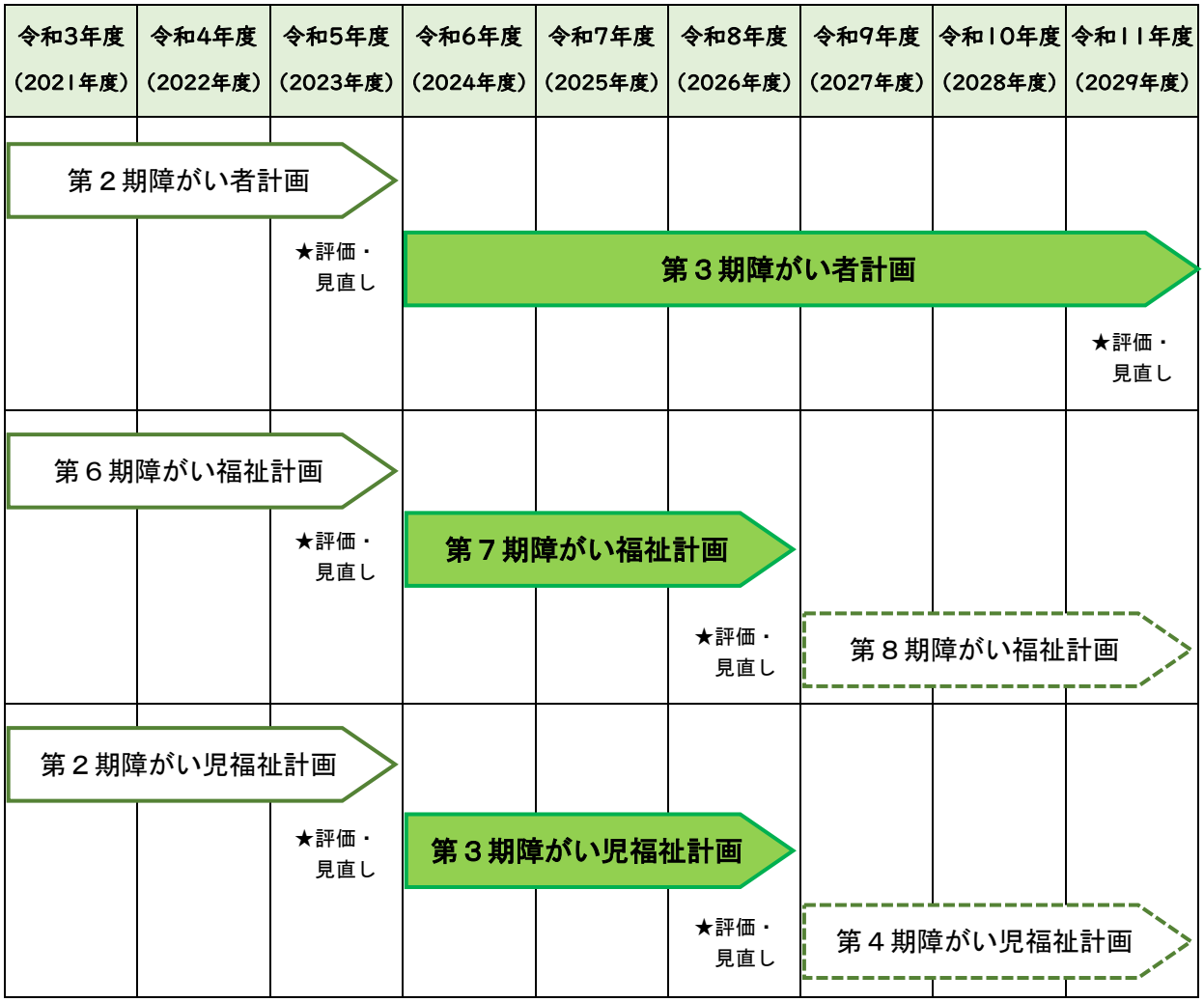

第2章　障がい児者を取り巻く現状

第1節　障がい児者の現状

1. 開成町の人口

本町の令和5年の人口は18,557人であり、コーホート法による推計によると、今後も増加傾向で推移していくことが見込まれています。また、年齢別人口の割合でみると、65歳以上の割合が年々増加しており、令和5年は25.3%となっています。

【 開成町の人口推移 】

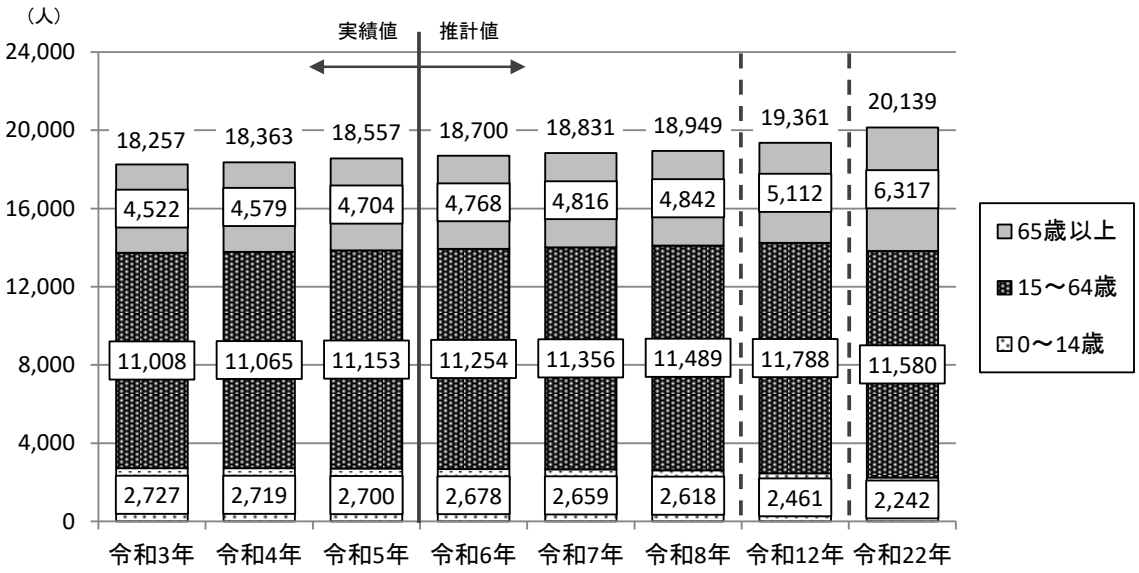

資料：令和3年から令和5年：住民基本台帳（各年3月末）／令和6年以降：コーホート法による推計値

【 年齢別人口の割合 】

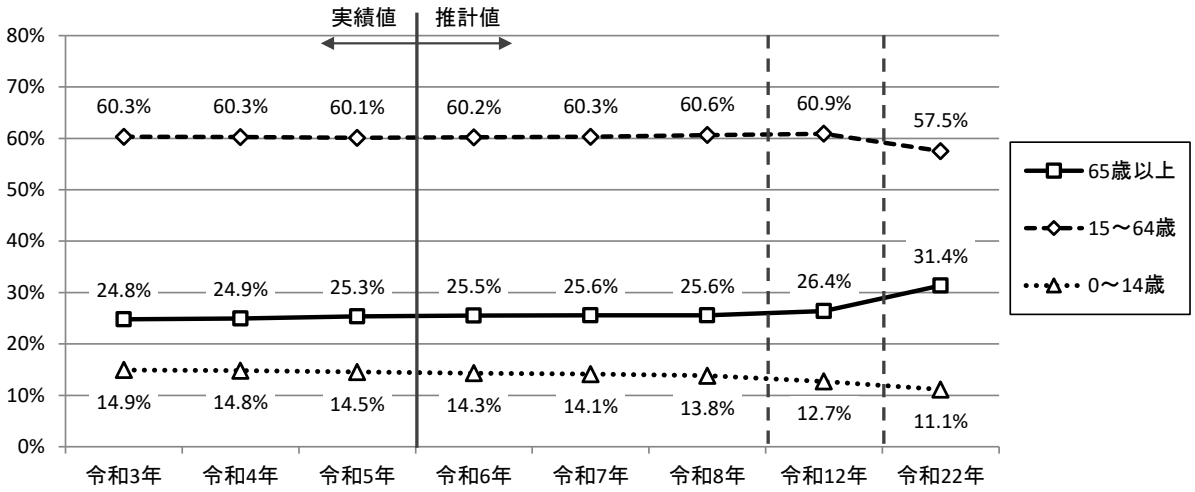

資料：令和3年から令和5年：住民基本台帳（各年3月末）／令和6年以降：コーホート法による推計値

2. 障がい児者人口の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年では790人と、平成29年と比較して125人増加しています。また、手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では、年々増加で推移しています。

障害者手帳所持者構成別割合でみると、身体障害者手帳では、減少で推移していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では増加で推移しています。

【 障害者手帳所持者の推移 】

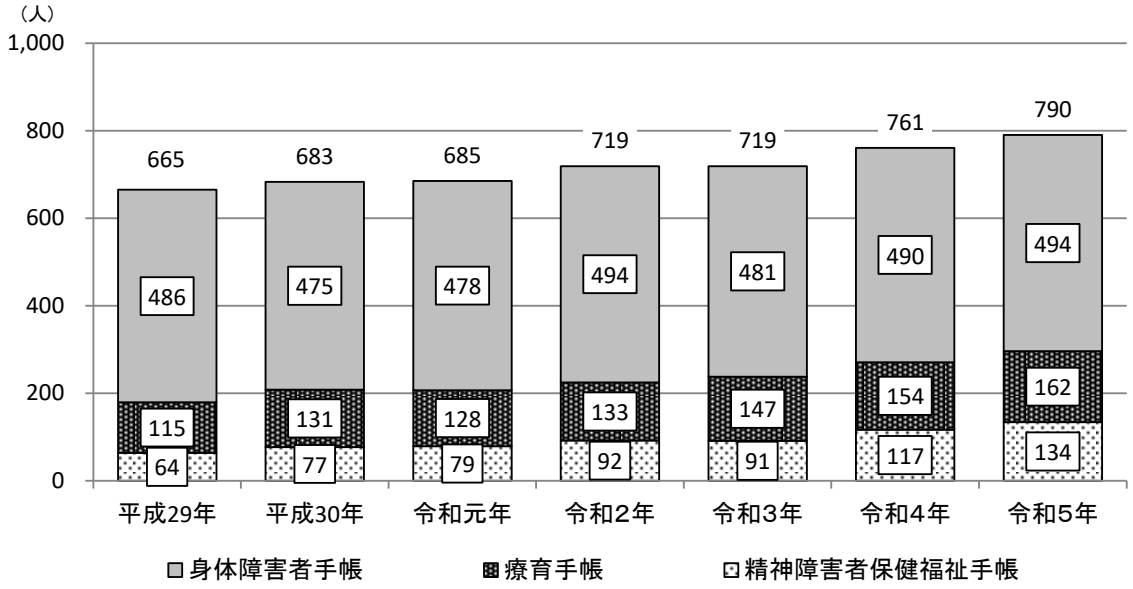

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 障害者手帳所持者構成別割合 】

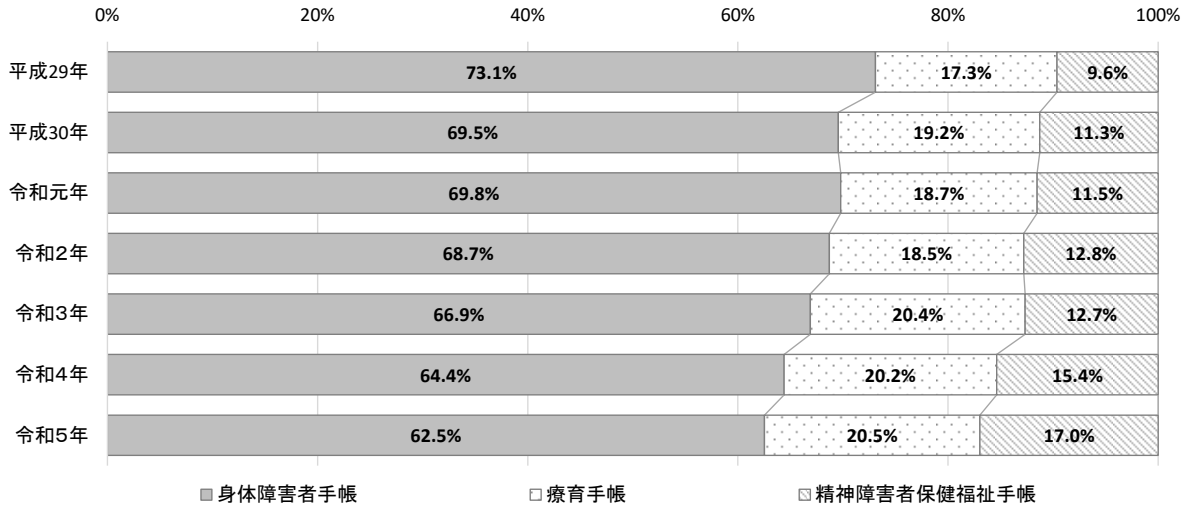

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

3. 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年は494人と、平成29年に比べて8人増加していますが、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

年齢別でみると、75歳以上が最も多く、令和5年では263人となっています。なお、65歳以上の高齢者が約7割を占めています。

【 身体障害者手帳所持者の推移（等級別） 】

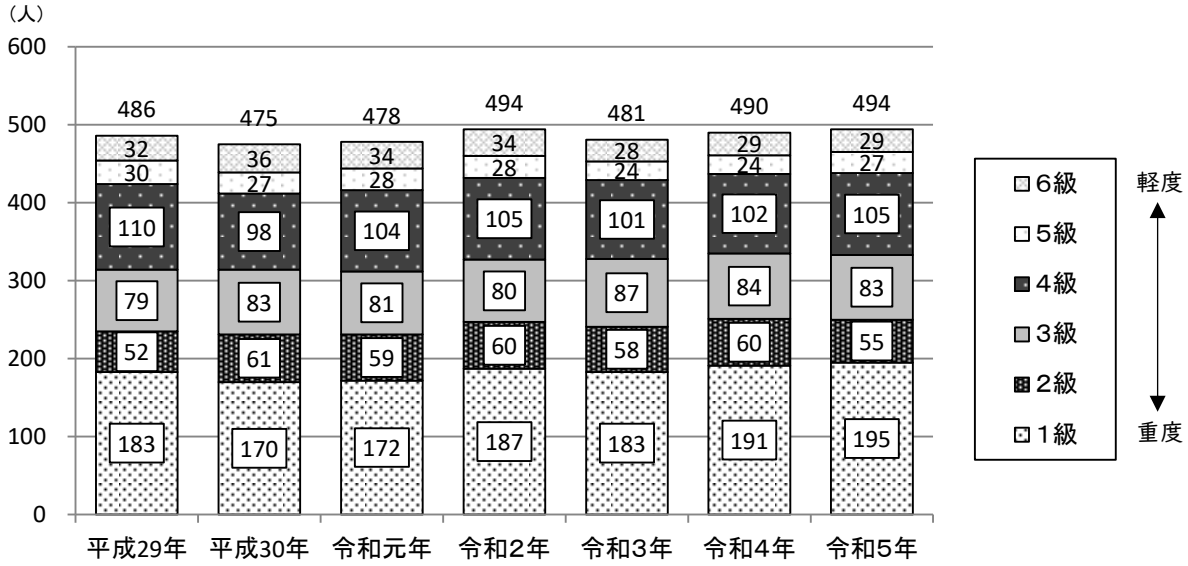

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別） 】

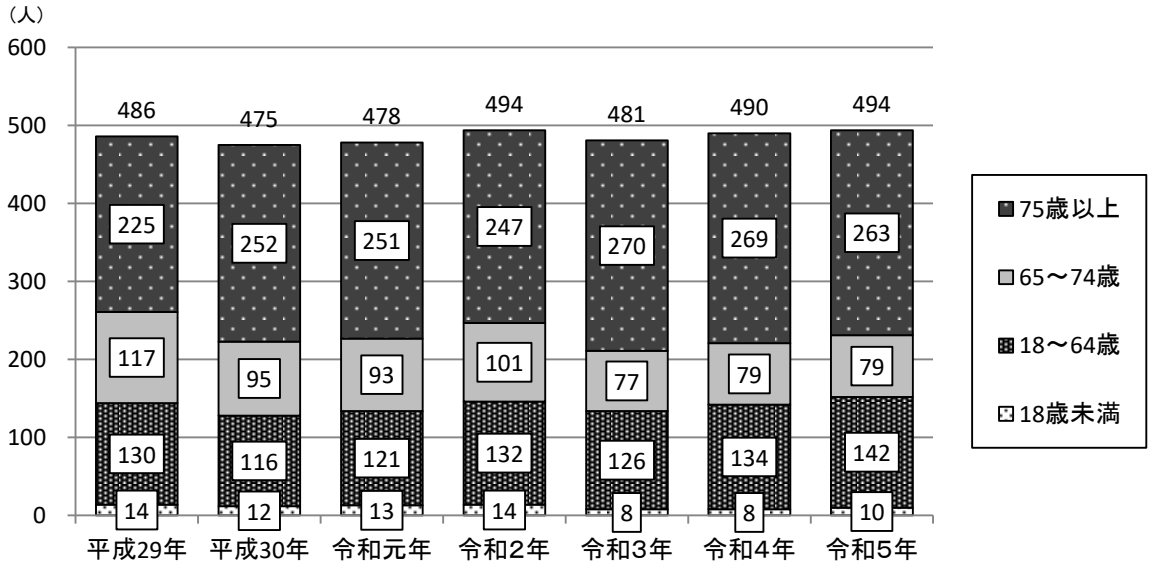

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

また、障がい別の状況でみると、「肢体不自由」が249人と最も多く、次いで「内部障がい」が176人、「聴覚・平衡機能障がい」が34人となっています。

【 身体障害者手帳所持者の等級別・障がい別の状況 】

	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	咀しゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
1級	6	0	1	0	70	118	195
2級	12	6	0	0	36	1	55
3級	2	4	4	0	46	27	83
4級	1	5	2	3	64	30	105
5級	4	1	0	0	22	0	27
6級	0	18	0	0	11	0	29
総数	25	34	7	3	249	176	494

資料：福祉介護課（令和5年3月31日現在）

重複障害の場合は、上位等級で計上しています

4. 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は増加で推移しており、令和5年は162人と、平成29年に比べて47人増加しています。等級別でみると、B2軽度の増加率が高くなっています。

また、年齢別でみると、18～64歳が増加傾向にあります。

【 療育手帳所持者の推移（等級別） 】

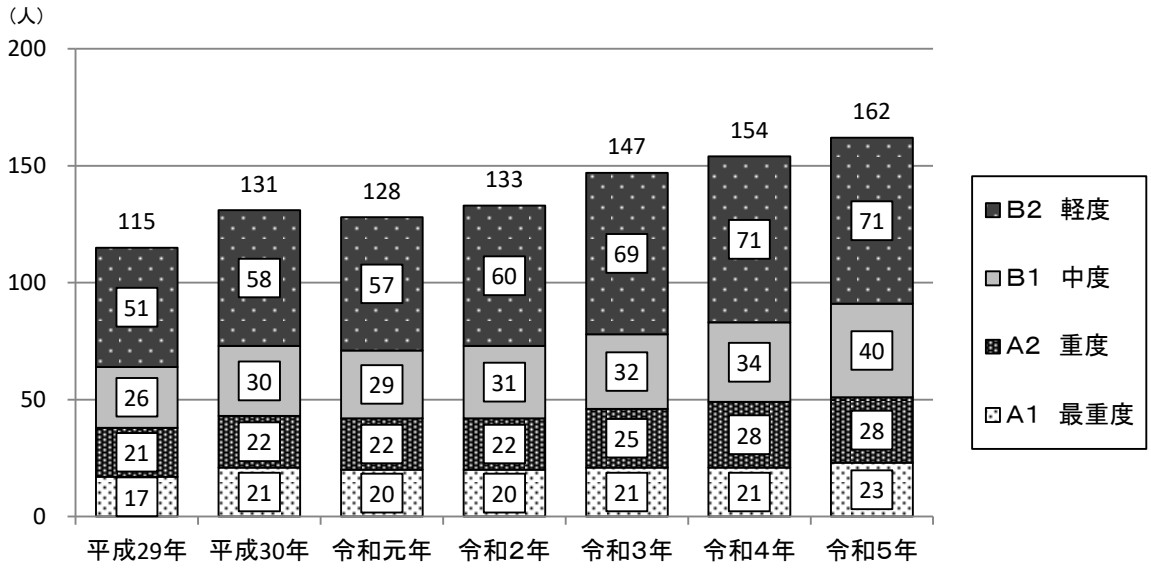

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 療育手帳所持者の推移（年齢別） 】

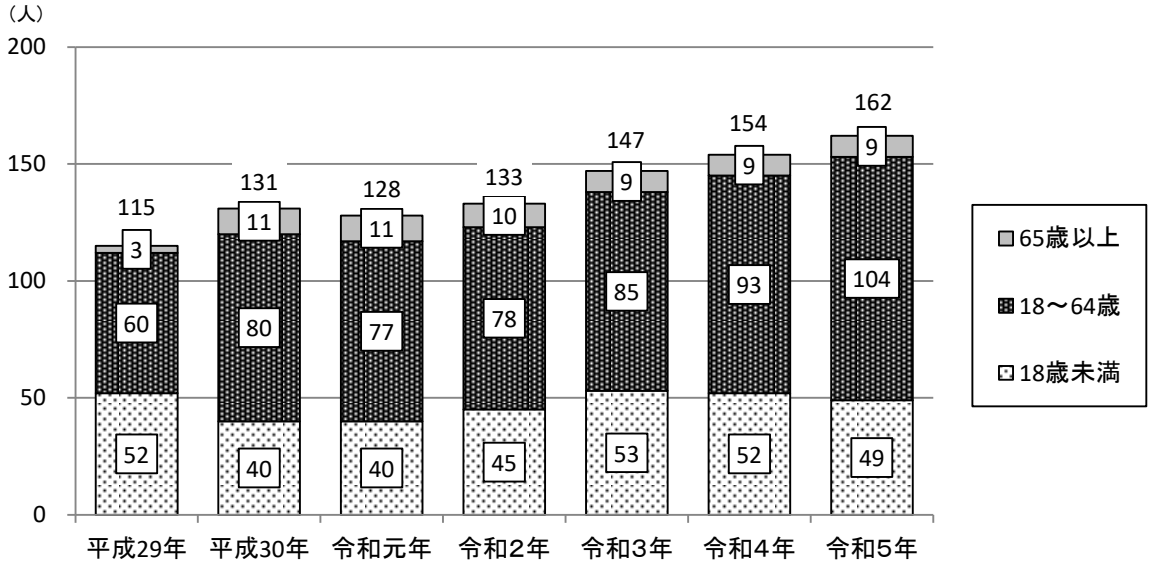

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和5年で134人と、平成29年に比べて70人増加しています。等級別でみると、2級と3級が増加で推移しています。

年齢別でみると、18～64歳が増加で推移しています。

【 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別） 】

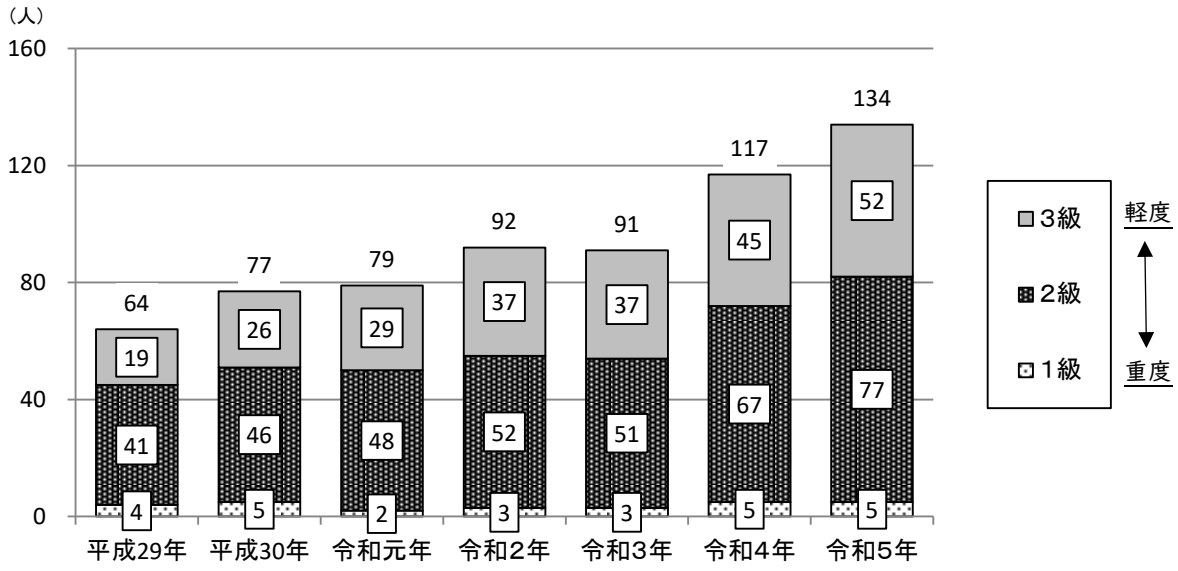

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

【 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別） 】

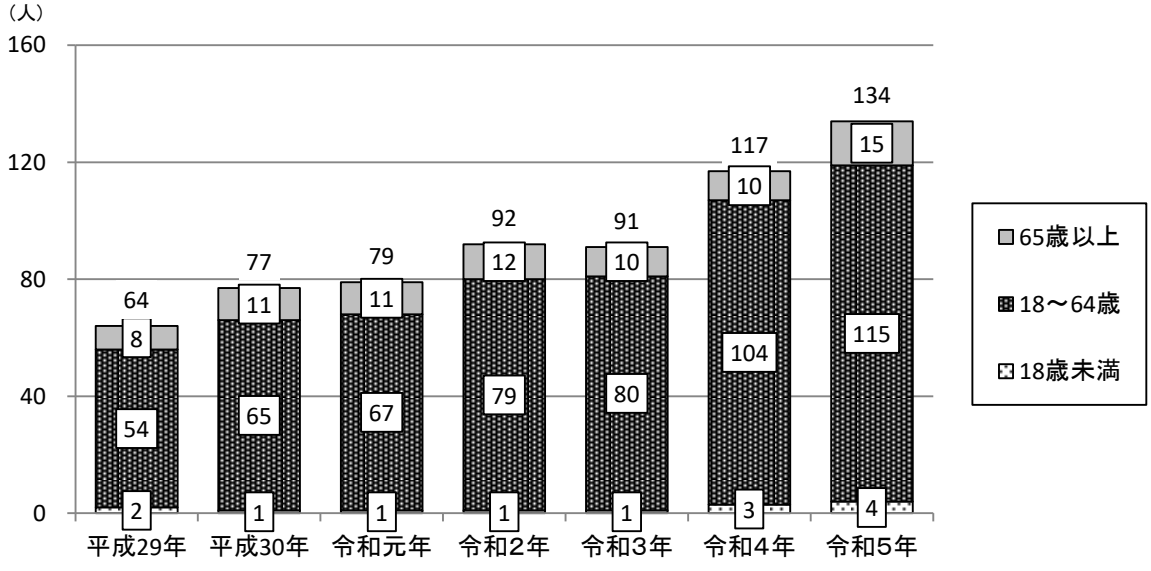

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

6. 障害支援区分認定者（障がいの種類別）の推移

障害支援区分認定者（障がいの種類別）については、令和5年の合計では74人となっており、増加しています。

【 障害支援区分認定者（障がいの種類別）の推移 】

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	令和3年	0	1	1	2	3	6	13
	令和4年	0	2	2	0	4	9	17
	令和5年	0	1	2	0	6	6	15
身体障がい・知的障がい	令和3年	0	0	0	2	1	4	7
	令和4年	0	0	0	1	1	4	6
	令和5年	0	0	0	1	1	4	6
知的障がい	令和3年	0	5	3	10	6	6	30
	令和4年	0	4	4	12	7	5	32
	令和5年	0	5	9	13	7	6	40
精神障がい	令和3年	0	5	5	1	2	0	13
	令和4年	0	6	4	1	1	0	12
	令和5年	1	6	4	1	1	0	13
合計	令和3年	0	11	9	15	12	16	63
	令和4年	0	12	10	14	13	18	67
	令和5年	1	12	15	15	15	16	74

資料：福祉介護課（各年3月31日現在）

7. 自立支援医療（精神医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神医療）受給者数については、令和5年に263人となっており、年々増加しています。

【 自立支援医療（精神医療）受給者数の推移 】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神医療）受給者数	196	203	210	212	247	234	263

資料：福祉介護課（各年度3月31日現在）

第2節　アンケート調査

1. 調査仕様

・調査地域　　開成町全域

・調査対象　開成町に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

・調査方法　　郵送配布・郵送回収

・調査時期　　令和5年1月 20 日（金）～令和5年2月 10 日（金）

2. 回収結果

配布数	回収数	回収率（%）
770	303	39.4%

3. 結果の表示

・百分比はnを 100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が 100%に満たない場合や上回る場合があります。

・図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。

・本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化しています。

・過去の調査の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っています。

・本計画内において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、2つ以上所持している方のことを「重複の方」といいます。

4. 調査結果の概要

(1) 生活の様子について

①現在の生活で困っていることや不安に思っていること

○「全体」では、「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

○「身体障がい者」、「重複の方」は「特に困っていることはない」が最も高くなっている一方で、「知的障がい者」は「将来的に生活できる住まいや施設等があるかどうか不安」が、「精神障がい者」は「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。

○「児童(18 歳未満)」は「将来的に生活できる住まいや施設等があるかどうか不安」が、「19~39歳」は「十分な収入が得られない」が最も高くなっています。

○「その他の年齢層」は、「特に困っていることはない」、「自分の健康や体力に自信がない」などが高い割合となっています。

	割合(%)										
	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	一緒に暮らす人がいない	自分にあった仕事(働く場)が見つからない	十分な収入が得られない	趣味や生きがいがない	生活をするうえで必要な情報が得られない	自分の健康や体力に自信がない	同居家族との関係	必要な保健・福祉・医療等のサービスが受けられない	将来的に生活できる住まいや施設等があるかどうか不安	特に困っていることはない
全体	5.6	3.0	3.6	15.2	5.6	3.6	32.7	4.3	2.6	19.1	39.9
身体障がい者	4.9	3.8	3.2	10.8	4.3	3.8	36.8	3.2	2.2	14.1	41.6
知的障がい者	6.5	0.0	8.7	21.7	4.3	6.5	13.0	2.2	2.2	39.1	37.0
精神障がい者	5.9	5.9	2.9	20.6	14.7	0.0	50.0	8.8	5.9	23.5	26.5
重複の方	8.7	0.0	0.0	21.7	8.7	4.3	17.4	13.0	4.3	17.4	52.2
児童(18 歳未満)	6.7	0.0	0.0	6.7	3.3	6.7	13.3	0.0	0.0	43.3	43.3
19~39 歳	10.3	2.6	7.7	35.9	2.6	0.0	28.2	10.3	7.7	23.1	30.8
40~59 歳	3.7	3.7	13.0	22.2	7.4	7.4	24.1	3.7	5.6	20.4	27.8
60~74 歳	4.7	3.1	1.6	12.5	9.4	4.7	28.1	4.7	0.0	23.4	45.3
75 歳以上	4.5	3.6	0.0	7.3	4.5	1.8	47.3	3.6	1.8	9.1	47.3

②悩みや困ったことを相談するところ

○「全ての属性」で「家族・親戚」が最も高くなっています。

○「精神障がい者」、「重複の方」は「医療機関」が2番目に高くなっている一方で、「身体障がい者」は「友人・知人」が、「知的障がい者」は「サービスを利用している通所施設」が2番目に高くなっています。

○「児童（18 歳未満）」は「保育所・幼稚園・学校」が、「75 歳以上」は「ケアマネージャー等」が2番目に高くなっています。

○「その他の年齢層」は、「友人・知人」、「医療機関」などが高い割合となっています。

	割合（%）											
	家族・親戚	友人・知人	保育所・幼稚園・学校	医療機関	サービスを利用している通所施設	ケアマネージャー等	民生委員児童委員	町役場	町社会福祉協議会	相談支援事業所	障がい児者の団体	誰もいない
全体	79.2	21.1	4.0	19.5	12.9	18.5	4.3	7.6	4.6	4.3	1.3	5.0
身体障がい者	84.9	23.2	0.5	16.8	8.6	20.0	5.9	6.5	7.6	0.5	1.6	4.3
知的障がい者	76.1	10.9	17.4	17.4	28.3	23.9	2.2	13.0	0.0	10.9	2.2	2.2
精神障がい者	64.7	29.4	2.9	41.2	14.7	11.8	0.0	11.8	0.0	8.8	0.0	8.8
重複の方	69.6	13.0	0.0	17.4	17.4	13.0	4.3	0.0	0.0	17.4	0.0	4.3
児童（18 歳未満）	83.3	6.7	36.7	20.0	36.7	16.7	0.0	3.3	0.0	6.7	0.0	0.0
19～39 歳	84.6	28.2	0.0	20.5	15.4	15.4	2.6	10.3	0.0	17.9	0.0	5.1
40～59 歳	70.4	33.3	1.9	35.2	11.1	14.8	0.0	9.3	1.9	5.6	3.7	9.3
60～74 歳	76.6	29.7	0.0	17.2	6.3	20.3	4.7	4.7	1.6	1.6	0.0	3.1
75 歳以上	84.5	12.7	0.0	13.6	10.9	21.8	8.2	9.1	10.9	0.0	1.8	4.5

(2) 災害対策について

①災害発生時に一人で避難できるか

○「全体」では「避難できない」が 33%で最も高くなっています。

○障がい区分別の「避難できない」割合は、「知的障がい者」が 50%で最も高く、次いで、「身体障がい者」の 32%と続いています。

○年齢別の「避難できない」割合は、「児童（18 歳未満）」が 53%で最も高く、次いで、「75 歳以上」の 35%と続いています。

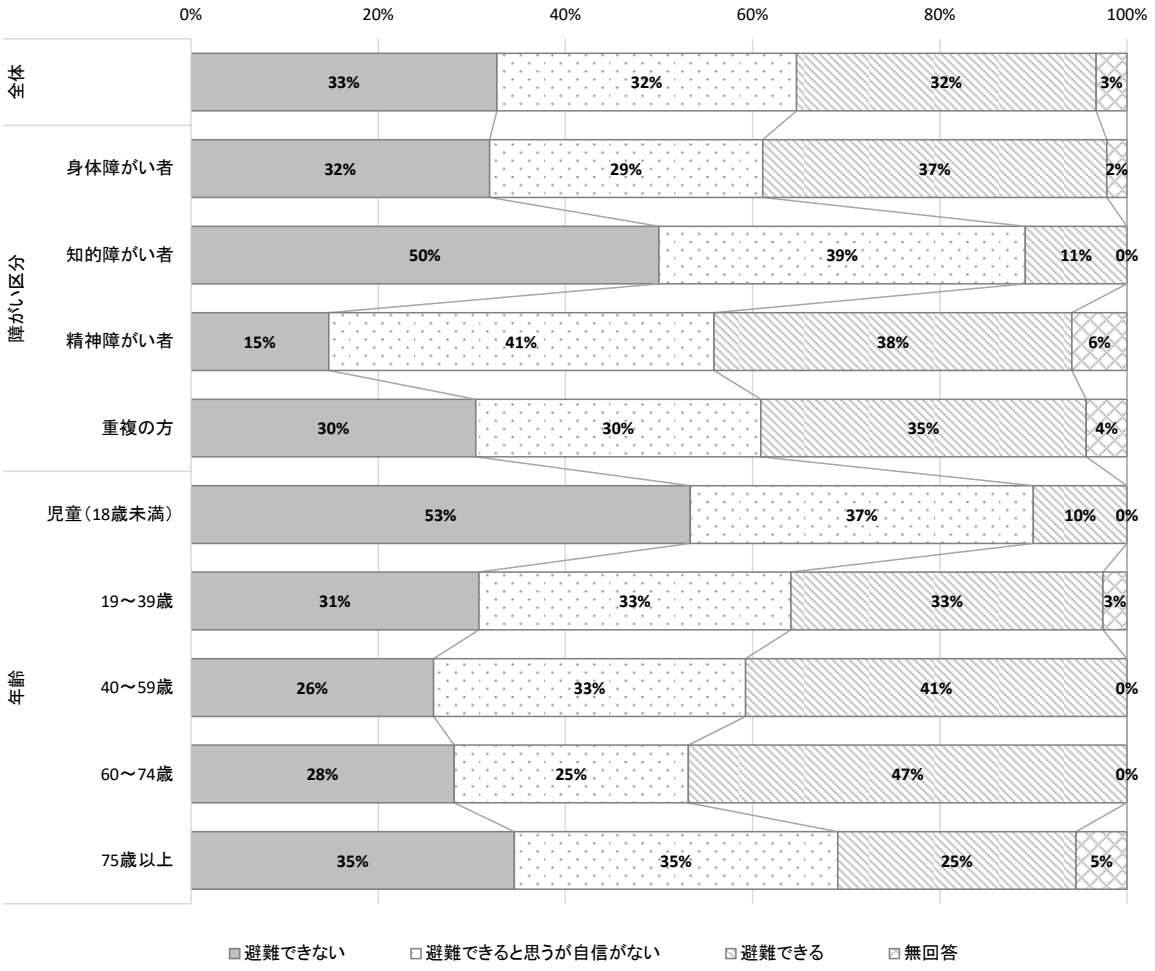

②災害発生時に不安に思うこと

○「全体」では「薬等の物品や医療的ケアが確保できるか不安」が最も高くなっています。

○「知的障がい者」は「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」が最も高くなっており、「その他の障がい区分」では「薬等の物品や医療的ケアが確保できるか不安」が最も高くなっています。

○「児童（18 歳未満）」、「19～39 歳」は「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」が最も高くなっています。

○「その他の年齢層」は、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「薬等の物品や医療的ケアが確保できるか不安」などが高い割合となっています。

	割合（%）							
	自分や家族・親族だけでは避難することができない	自力で助けを呼ぶことができない	災害に関する情報を得るのが難しい	避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安	避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安	薬等の物品や医療的ケアが確保できるか不安	特に不安に思うことはない
全体	11.2	23.1	23.4	38.6	39.6	33.7	42.6	14.9
身体障がい者	15.1	19.5	21.1	43.2	43.2	28.1	46.5	16.2
知的障がい者	4.3	41.3	34.8	30.4	32.6	54.3	15.2	10.9
精神障がい者	2.9	11.8	26.5	38.2	41.2	50.0	55.9	11.8
重複の方	13.0	21.7	8.7	34.8	30.4	26.1	47.8	26.1
児童（18 歳未満）	0.0	53.3	46.7	40.0	46.7	56.7	13.3	10.0
19～39 歳	12.8	25.6	25.6	30.8	33.3	53.8	43.6	17.9
40～59 歳	13.0	18.5	18.5	51.9	44.4	35.2	57.4	7.4
60～74 歳	10.9	14.1	17.2	37.5	42.2	29.7	35.9	26.6
75 歳以上	13.6	21.8	23.6	35.5	38.2	23.6	47.3	12.7

(3) 仕事について

①就労の状況、形態

○「全体」の「仕事をしている」割合は 23%となっています。

○障がい区分別の「仕事をしている」割合は、「精神障がい者」が 41%で最も高く、次いで、「知的障がい者」の 32%と続いています。

○「現在は仕事をしていないが、探している」割合がもっと高いのは、「知的障がい者」の 5%となっています。

○年齢別の「仕事をしている」割合は、「40～59 歳」が 50%で最も高く、次いで、「19～39 歳」の 49%と続いています。

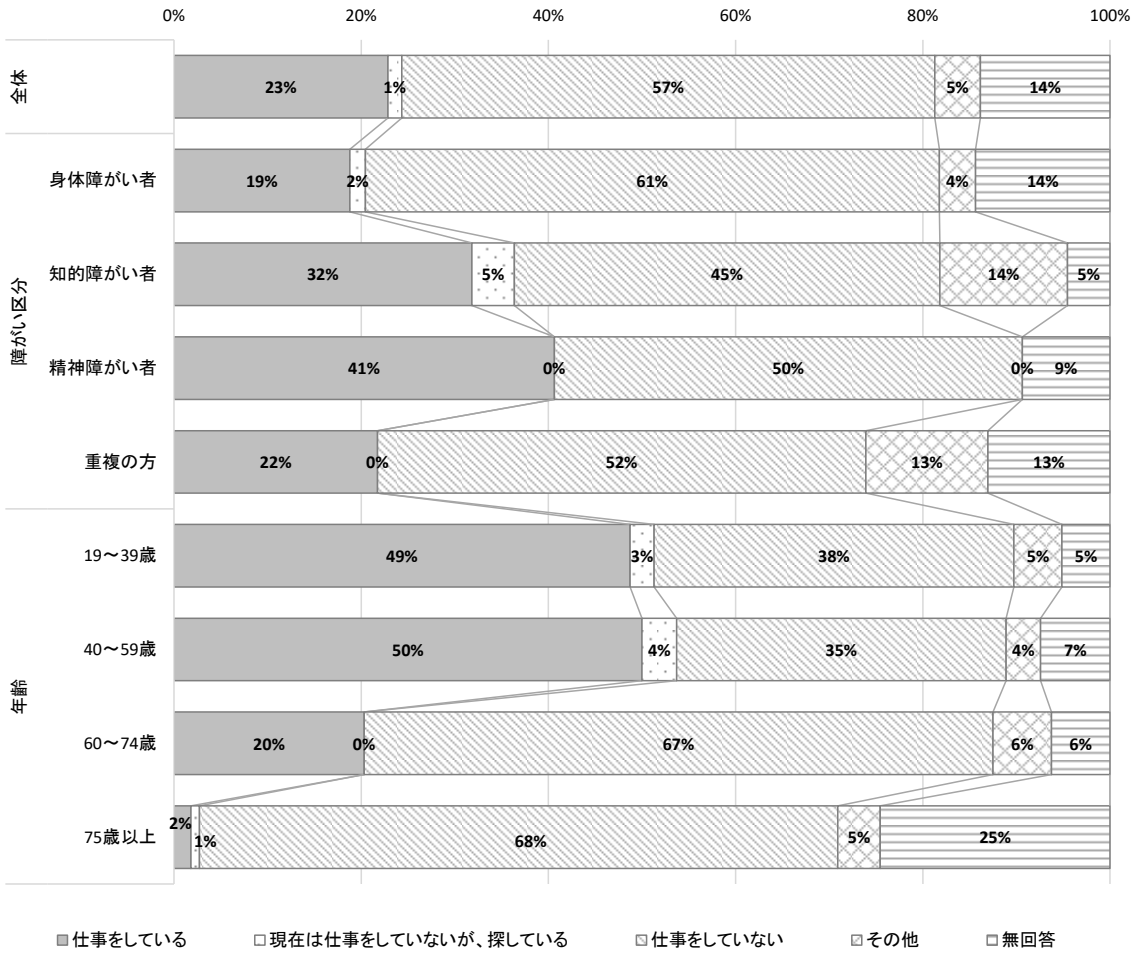

②働くうえで必要な条件

○「全体」では「障がいに対する周囲の理解がある」が最も高くなっています。

○障がい区分別では、「身体障がい者」は「障がいにあった作業内容である」が、「知的障がい者」は「通勤手段がある」が、「精神障がい者」は「障がいに対する周囲の理解がある」が、「重複の方」は「障がいにあった勤務条件である」が最も高くなっています。

○年齢別では、「19～39 歳」、「40～59 歳」は「障がいに対する周囲の理解がある」が、「60～74 歳」、「75 歳以上」は「障がいにあった作業内容である」が最も高くなっています。

	割合（%）							
	障がいにあった作業内容である	障がいにあった勤務条件である	賃金が妥当である	障がいにあった設備が整っている	通勤手段がある	自宅で仕事ができる	障がいに対する周囲の理解がある	就業訓練が充実している
全体	20.2	19.1	13.9	10.5	18.0	6.0	21.3	3.0
身体障がい者	14.4	11.6	9.9	7.7	12.7	6.1	13.3	0.6
知的障がい者	54.5	45.5	27.3	22.7	59.1	4.5	54.5	13.6
精神障がい者	31.3	40.6	25.0	12.5	25.0	12.5	43.8	9.4
重複の方	26.1	30.4	17.4	21.7	13.0	0.0	26.1	4.3
19～39 歳	43.6	46.2	33.3	23.1	48.7	12.8	59.0	7.7
40～59 歳	38.9	46.3	24.1	20.4	33.3	7.4	46.3	9.3
60～74 歳	18.8	10.9	17.2	12.5	15.6	7.8	9.4	0.0
75 歳以上	3.6	0.9	0.0	0.0	0.9	1.8	2.7	0.0

（4）子どもの療育支援等について

①療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源

○「子どもの成長・発達について、継続して相談できる専門的な相談機関」が 70.0%で最も高く、次いで、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関／保育所や幼稚園等に専門的な知識を有する職員の配置（53.3%）」と続いています。

○前回調査と比較すると、「子育ての悩みについて身近に相談できる場」、「発達障がいを専門的に相談・対応できる医療機関等」、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」が増加しています。

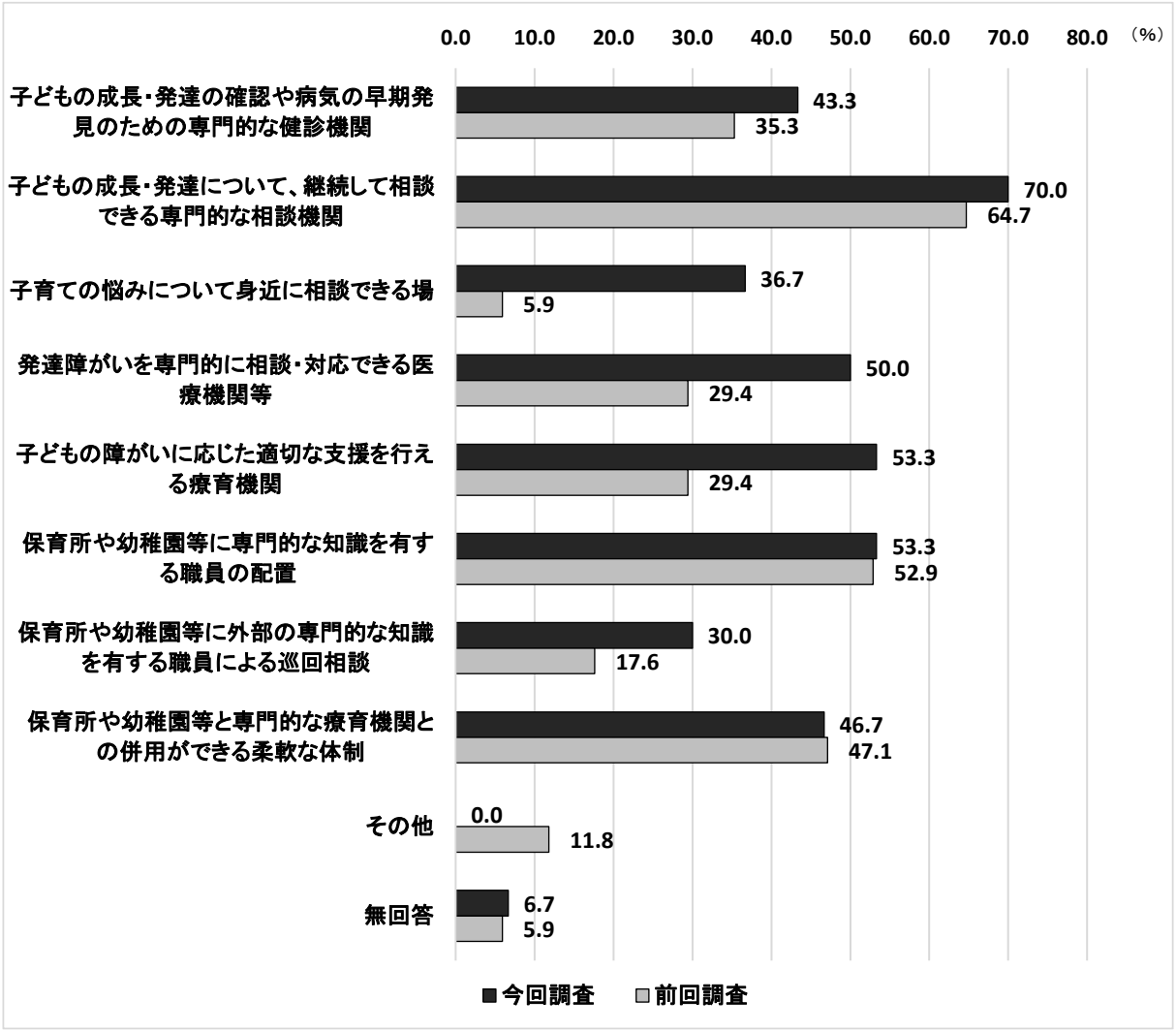

②学校等での生活について望むもの

○「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいに応じた指導をしてほしい」が63.3%で最も高く、次いで、「就学相談や進路相談等の相談体制を充実させてほしい（53.3%）」と続いています。

○前回調査と比較すると、「障がいの有無に関わらず、学べる環境整備をすすめてほしい」がやや増加し、「障がいのない子どもたちの理解をふかめるような交流の機会を増やしてほしい」が減少しています。

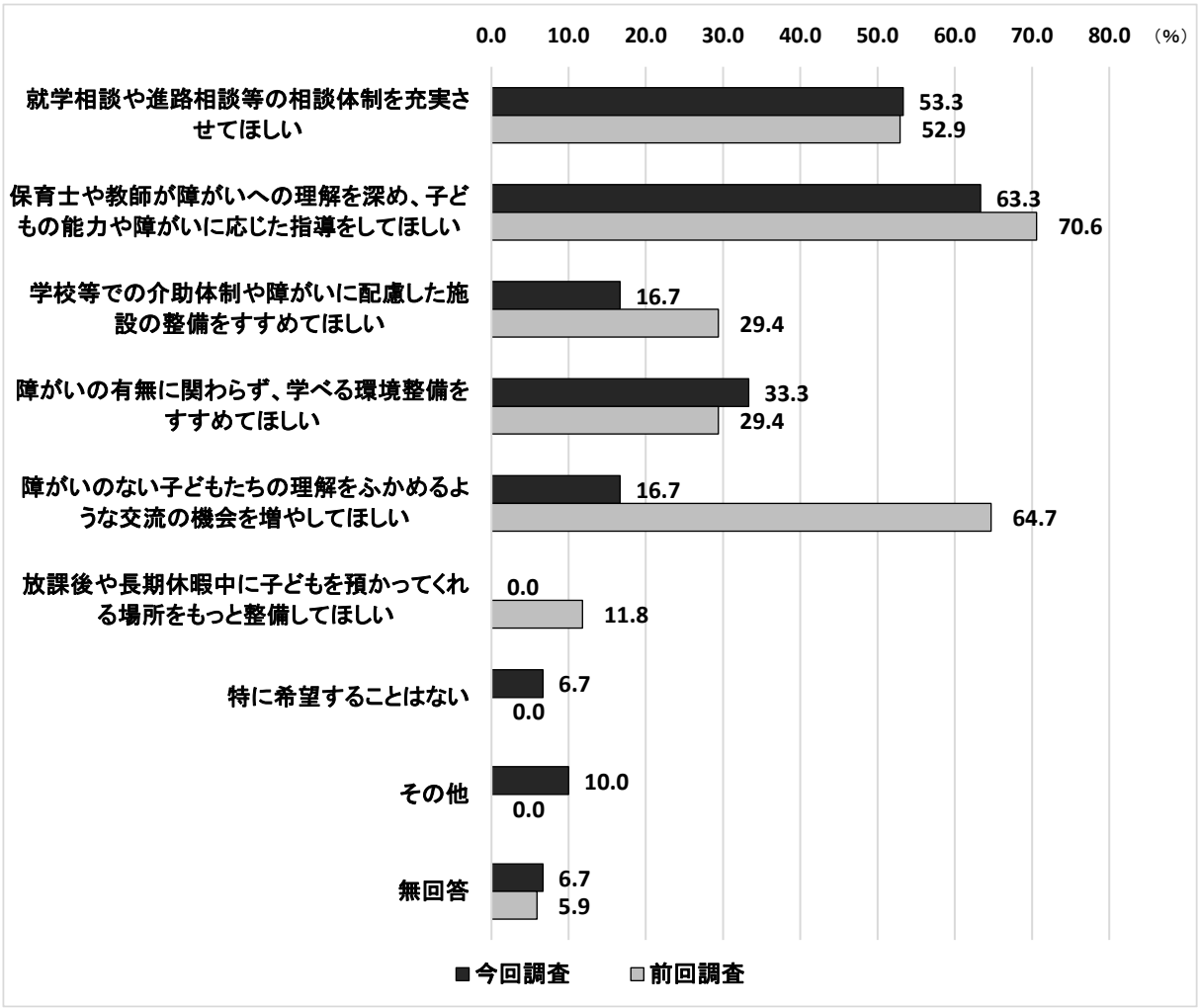

③学校教育終了後の進路への対策

○「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の充実」が 50.0%で最も高く、次いで、「福祉的就労（就労継続支援等）の場の充実（40.0%）」、「就職した職場に定着できるよう継続して支援を受けられる仕組み（36.7%）」と続いています。

○前回調査と比較すると、「レクリエーション・学習等の日中活動ができるサービスや福祉施設の充実」のほか「一般企業等への雇用促進・職業開拓」、「一般企業等での就労を目指した訓練の場の充実」が増加し、「就職先での差別や偏見をなくす対策」が減少しています。

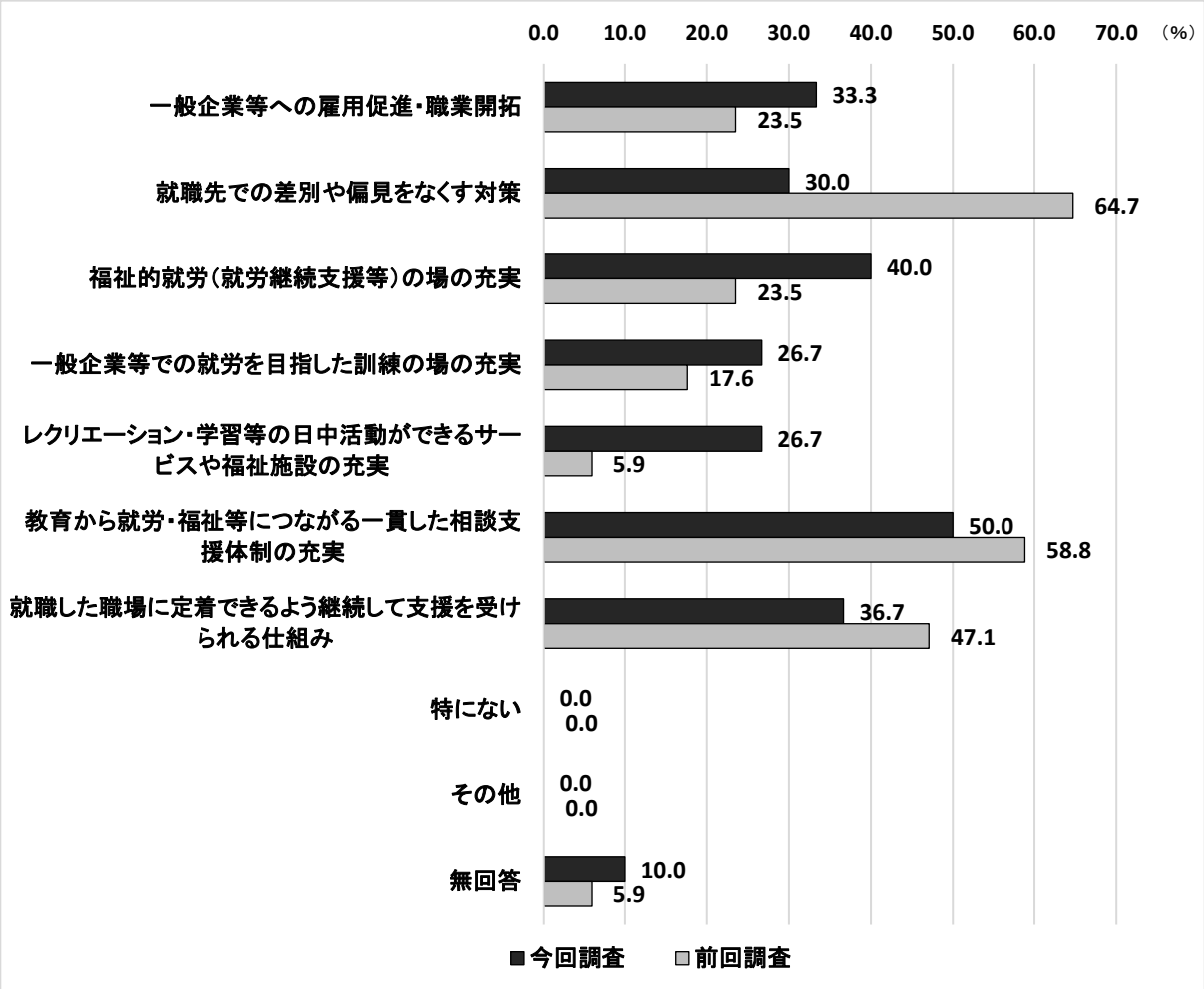

（5）これからのまちづくりについて

①普段の暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見があると感じますか

○「ある／あると感じている」が41.6%で最も高く、次いで、「特に感じることはない（33.3%）」と続いています。

○前回調査と比較すると、「ある／あると感じている」、「わからない」がやや増加し、「特に感じることはない」がやや減少しています。

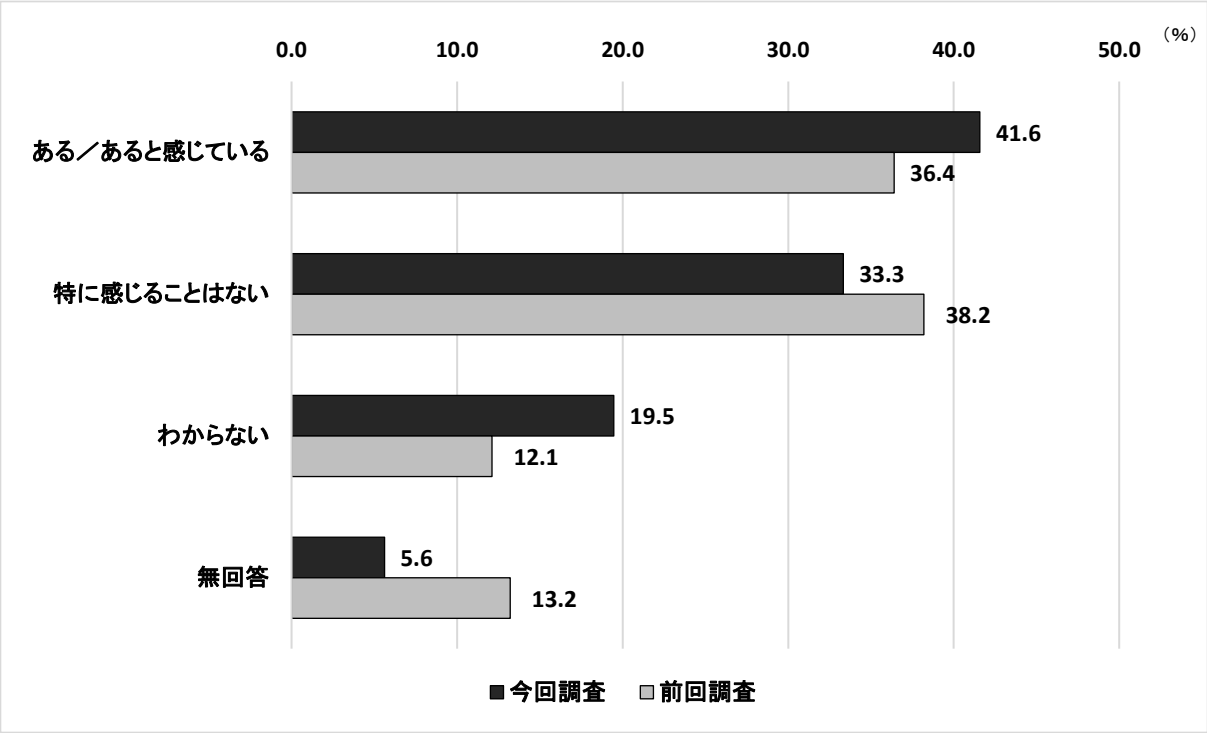

②差別や偏見をどのような機会に感じますか

○「全体」では「交通機関の利用の時」が最も高くなっています。

○障がい区分別では、「身体障がい者」は「交通機関の利用の時」が、「知的障がい者」は「仕事や教育の機会」が、「精神障がい者」は「職場環境」が、「重複の方」は「近所づきあいの時」が最も高くなっています。

○年齢別では、「児童（18 歳未満）」、「19～39 歳」は「仕事や教育の機会」が、「40～59 歳」は「職場環境」が、「60～74 歳」、「75 歳以上」は「交通機関の利用の時」が最も高くなっています。

	割合（%）							
	仕事や教育の機会	職場環境	近所づきあいの時	地域の行事や集まり	店での扱いや店員の態度	交通機関の利用の時	公共施設等の建物を利用した時	行政職員の応対・態度
全体	29.4	27.0	26.2	17.5	23.8	38.9	15.9	14.3
身体障がい者	15.6	28.1	20.3	12.5	28.1	51.6	20.3	9.4
知的障がい者	60.0	23.3	26.7	13.3	23.3	33.3	16.7	20.0
精神障がい者	31.6	36.8	36.8	31.6	21.1	10.5	5.3	21.1
重複の方	28.6	14.3	42.9	42.9	0.0	42.9	0.0	28.6
児童（18 歳未満）	66.7	14.3	23.8	19.0	4.8	28.6	9.5	14.3
19～39 歳	42.3	30.8	23.1	19.2	23.1	26.9	19.2	15.4
40～59 歳	28.6	50.0	25.0	17.9	25.0	46.4	10.7	17.9
60～74 歳	8.7	13.0	21.7	17.4	30.4	34.8	26.1	21.7
75 歳以上	7.7	19.2	38.5	15.4	34.6	57.7	15.4	3.8

③町内の公的機関や施設等におけるバリアフリーの状況や障がいへの配慮等どのような対策が必要だと思いますか

○「スロープや手すり等が使いやすく整備されている」が 37.3%で最も高く、次いで、「敷地内や施設内（入口等）の段差解消（36.6%）」、「エレベーターが設置されている（35.3%）」と続いています。

○前回調査と比較すると、「点字ブロックが整備されている」が増加しています。

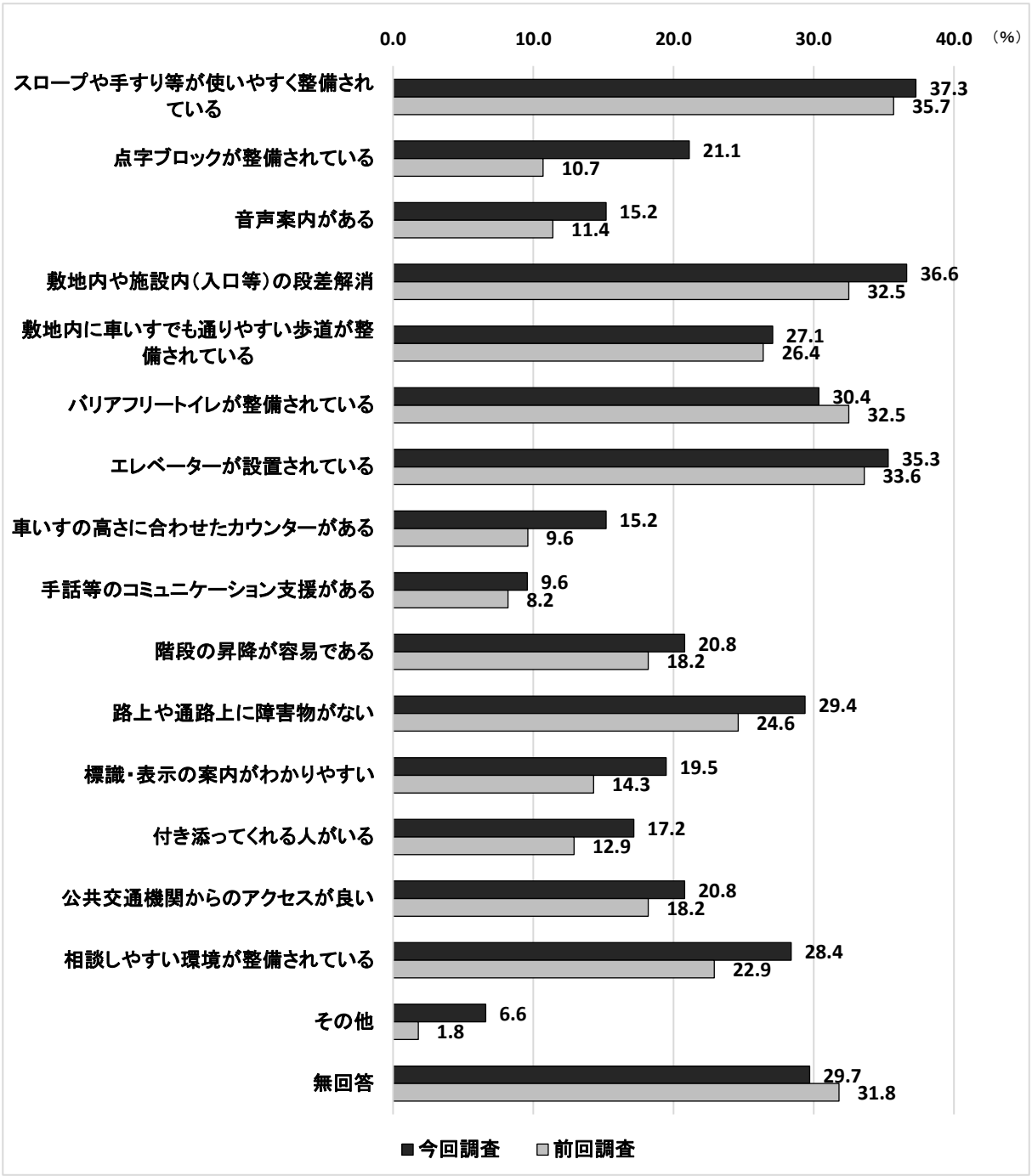

④障がい者施策をすすめるうえで、今後、町が特に力を入れるべきこと

○「気軽になんでも相談できるような体制を充実させる」が 33.3%で最も高く、次いで、「年金等経済的な支援を充実させる（31.4%）」、「自宅で受けられる支援・サービスを充実させる（19.1%）」と続いています。

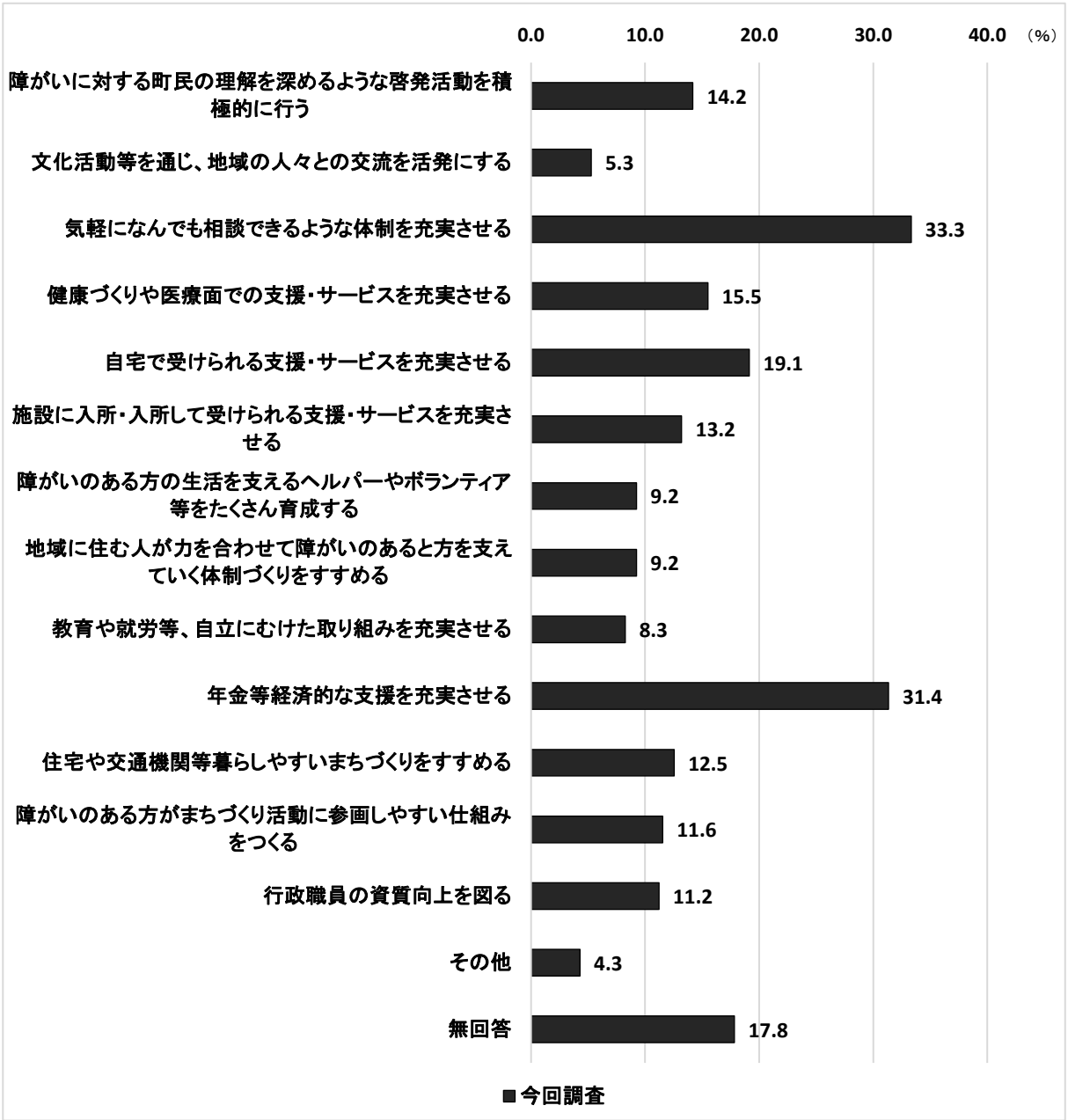

第3章　基本理念と基本目標

第1節　基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画を推進するにあたっての基本理念は、障がいのある方の自立と社会参加を含む、様々な施策・事業の指針を取りまとめている「開成町第2期障がい者計画」の理念を引き継ぎます。

また、国の指針に基づき「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を推進するための基本目標を新たに定めます。

基本理念

みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして

□■― 基本目標 ―■□

1．障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

2．地域全体で包括的に支援する一元的な支援体制の構築

3．地域生活への移行、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4．地域共生社会の実現に向けた取り組み

5．障がい児の健やかな成長のための発達支援

6．障がい福祉人材の確保

7．障がい者の社会参加を支える取り組み

2. 基盤整備のための基本的な視点

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の策定にあたって国の示した基本指針では、障がいのある方の社会参加の機会創出や地域における障がい福祉人材の確保等、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みの方向性が述べられています。

本計画においても町の現状を勘案しつつ、基本理念に国や県の考えを反映し、障がいのある方の地域生活を推進するための新しい方針を次のとおり掲げることとします。

基本目標1． 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加を実現するためには、『障がいの有無に関わらず、誰もが選択・決定を行うことができる環境』を整備する必要があります。そのために、相談支援の充実や相談支援専門員の技術向上を図り、障がいのある方の自己決定・意思決定を支援します。

基本目標2． 地域全体で包括的に支援する一元的な支援体制の構築

町内にある施設や事業所、活動団体や専門性の高い人材等、地域資源を最大限に活用し、身体・知的・精神といった障がいの種別や難病患者、発達障がい等の縦割りの支援体制をこえた包括的な支援体制を構築します。

基本目標3． 地域生活への移行、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、施設や医療機関から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援等の課題への対応が求められています。自立した生活への移行を促進するだけでなく、その後の生活における課題の把握と解決のために定期的な巡回訪問や企業等の関係者への連絡調整といったサポートの重要性が問われています。関係機関の連携による体制の整備に向けて、圏域での協議の場を設け、広域連携行政における課題解決に有効な支援の輪を広げます。

今後も引き続き成果目標の達成を念頭に置きながら、地域生活の継続支援・就労定着支援等の利用促進を図り、不安を感じている方にきめ細やかな相談対応を実施します。

基本目標4． 地域共生社会の実現に向けた取り組み

これまでの支援は地域の住民が“支える側”と“支えられる側”に分かれて実施されてきました。しかし、平成28年に社会保障全体の改革方針として国が掲げた「地域共生社会」では、障がいの有無に関わらず住民が一体となって一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく“我が事・丸ごと”の支援体制が求められています。

障がい福祉の観点から地域共生社会の実現に貢献するために、福祉サービスの活用や特別支援学校卒業者への就労支援を通じて、地域における福祉の担い手の確保と障がい者雇用の推進に取り組みます。

基本目標5．障がい児の健やかな成長のための発達支援

かつては根拠法が異なること等を理由として、障がい福祉計画における障がい児支援は、支援体制の確保や各サービスの利用に関する僅かな指針の記載のみとなっていました。今回第3期を迎える障がい児福祉計画においても、多様化する障がい児支援のニーズに対してきめ細かな対応が可能な体制を整備するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

また、発達に課題や不安のある児童及びその家族が気兼ねなく相談や専門家の助言を受けられる体制を構築するとともに、乳幼児健診や相談等を通じて、早期発見に向けた体制の強化と早期に支援を受けられる環境の整備に努めます。

基本目標6．障がい福祉人材の確保

多様化するニーズへの対応と、圏域を含めた包括的な支援体制を構築するためには、各種障がいや難病・医療的ケア、高齢者の介護予防も含めた様々な分野の福祉の担い手や専門機関の連携による多角的な支援体制の構築が必要となります。

今後も引き続き、圏域の様々な協議の場における活発な情報交換を通じて、地域の専門人材を中心としたより実践的な支援体制の構築に努めます。

基本目標7．障がい者の社会参加を支える取り組み

平成30年には「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、施設のバリアフリー化の努力義務化や、障がいのある方の創作機会や発表の場を確保する等、様々な活動に参加できる環境を整備することが求められました。

また翌年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無に関わらず文字・活字文化を身近なものにするため、デイジー書籍やオーディオブック等のアクセシブルな書籍の普及が求められる等、設備・制度の両面におけるバリアフリー化や社会参加の促進が重要な目標となっています。

今後は障がい福祉の分野に留まらず、生活における社会的障壁を取り除く活動を庁内各課及び圏域全体で連携して検討します。また、就労やサービスの利用による社会参加だけでなく、地域のボランティア活動等を通じて地域の産業や福祉に貢献できる機会の拡充に努めます。

3. SDGsの視点を加えたまちづくり

SDGsとは平成27年9月に開催された、国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の 長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ることを目標に掲げています。

従来の国際的な目標や協定と異なり、SDGsではあらゆる主体の力を結集するという考えのもと、国という枠組みを超えた地域レベルでの取組みや自治体の貢献にも大きな期待が寄せられています。

本計画ではサービスの提供体制の確保と地域生活の促進に向けた成果目標の達成に主眼を置きますが、その取組みの中には保育・教育の場における一貫した支援の充実や一般就労の促進、バリアフリーの推進や差別の解消など、SDGsに関連した事業も含まれます。上位計画となる「第3期障がい者計画」やその他の関連する計画のまちづくりの理念を踏まえ、本計画の取り組みの方向性に応じたゴールを定めることで持続可能な世界の実現を目指します。

本計画の推進に関わるSDGsのゴール

第2節　計画の推進体制

1. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況及び実績を把握し、必要に応じてサービスの提供体制の確保方策について関係機関及び事業所等と協議します。さらに社会情勢の変化や利用者のニーズの変化に伴う新たな課題に対応するため、PDCAサイクルに基づいて年に1回計画の達成状況及び利用実績について評価検証を行います。

また、当事者を含む障がい者団体等との情報共有の場を設け、障がいのある方を取り巻く環境やニーズの変化に迅速に対応できるよう努めます。

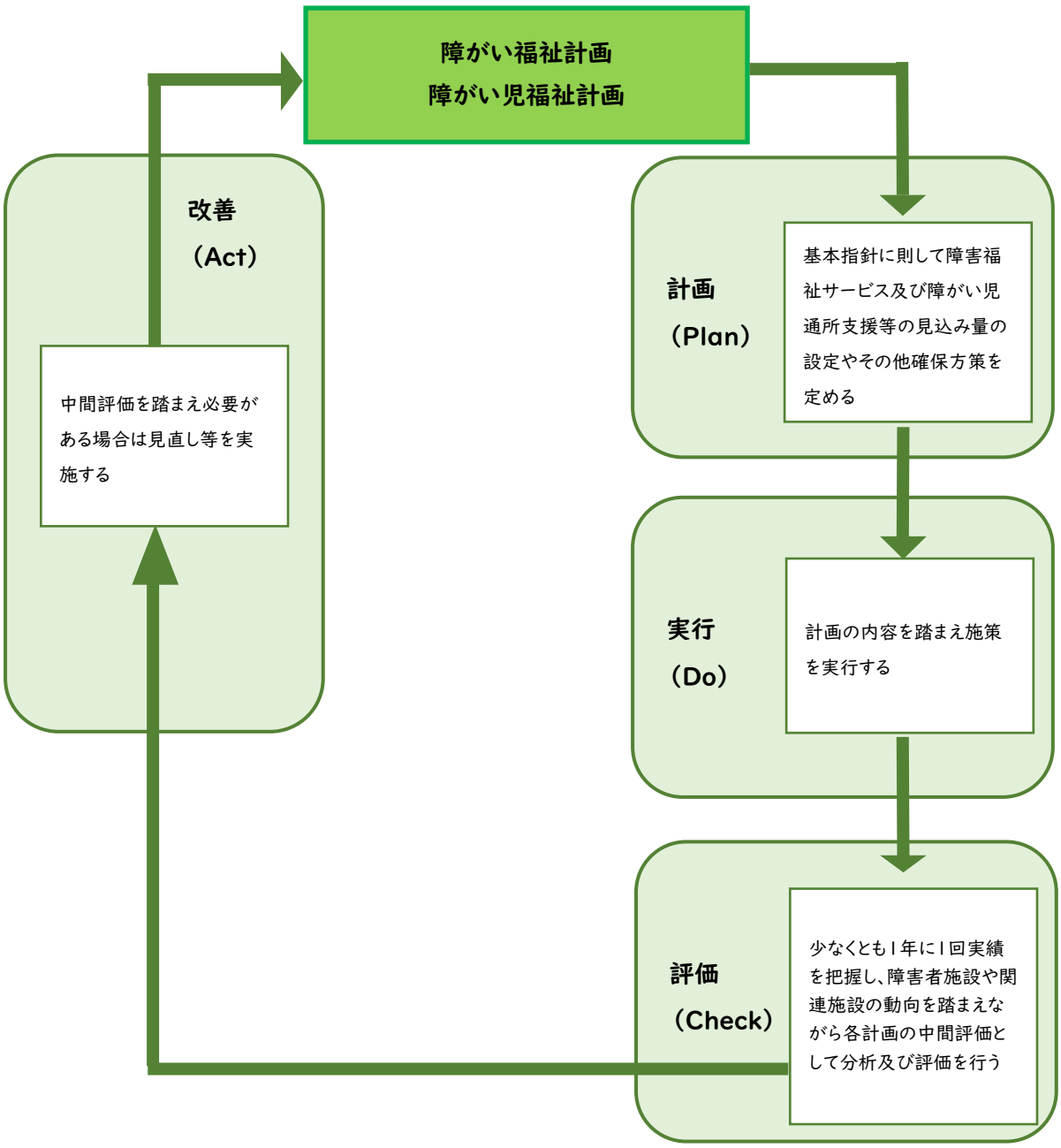

2. 専門機関・障がい者団体・事業者・ボランティア団体等との協働の推進

本計画の推進にあたって、障がいのある方のニーズに対応した支援を展開するためには、関係機関との連携が欠かせません。また障がい者団体、ボランティア、NPO法人、事業所、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、地域の様々な福祉の担い手による多角的な支援体制が求められます。成果目標の達成及び確保方策の推進に向けて、足柄上地区地域自立支援協議会の活用のほか、関係機関相互の連携を図ります。

3. 広域的な連携体制

精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築をはじめ、開成町単独ではサービスの提供・体制の整備が困難なものについては、近隣市町等との広域的な連携・協力により、サービス体制の整備・充実を図ります。

開成町は、足柄上地区地域自立支援協議会に参画し、障がいのある方への支援体制の整備、地域課題の共有のほか、地域の実情に応じた体制の整備について協議しています。また、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会にも参画し、障害保健福祉圏域における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障がいのある方の福祉の増進を図ります。

●足柄上地区地域自立支援協議会（障害者総合支援法第 89 条の3）

足柄上地区1市5町（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）行政機関及び県機関、雇用、教育、医療機関、社会福祉協議会、事業所、障がい者団体、相談支援事業者等を構成員として構成。

●県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会

障害保健福祉圏域とは、神奈川県において保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から複数の市町村からなる二次保健医療圏を基本とした地域（※）を指します。

（※）県西地区2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）

第3節　障害福祉サービスの体系と種類

1. 障害福祉サービスの体系図

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「自立支援給付（指定障害福祉サービス）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい児支援」においては、ニーズの多様化にきめ細やかな対応の拡充を図るため、令和4年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部見直しが行われています。

自立支援給付

訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
	⑤ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	① 生活介護
	② 自立訓練（機能訓練）
	③ 自立訓練（生活訓練）
	④ 就労選択支援
	⑤ 就労移行支援
	⑥ 就労継続支援（A 型）
	⑦ 就労継続支援（B 型）
	⑧ 就労定着支援
	⑨ 療養介護
	⑩ 短期入所（福祉型）
	⑪ 短期入所（医療型）
居住系サービス	① 自立生活援助
	② 共同生活援助（グループホーム）
	③ 施設入所支援
相談支援	① 計画相談支援
	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援

地域生活支援事業

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業
	⑦ 日常生活用具給付等事業
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業
	⑨ 移動支援事業
	⑩ 地域活動支援センター事業
任意事業	① 訪問入浴サービス
	② 日中一時支援
	③ 権利擁護支援

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援 （障害児通所支援・障害児相談支援）	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援
	⑥ 障害児相談支援

【開成町独自事業・その他】

① 在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業
② 重度身体障害者自動車燃料費助成事業
③ 重度障害者等年金給付事業
④ 身体障害者用自動車改造費助成事業
⑤ 重度障害者住宅設備改良費助成事業
⑥ 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付事業

2. 自立支援給付

自立支援給付に含まれるサービスは「介護給付」と「訓練等給付」に大別されます。

「介護給付」は居宅介護（ホームヘルプ）や施設入所支援などの、日常生活上必要な介護を受けるサービスをいいます。介護給付では、障害支援区分の認定が必要となります。

「訓練等給付」は、地域で生活を行うため適性に応じて一定の訓練が提供されるサービスで、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

「地域生活支援事業」は、市町村が主体となり実施される事業で、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となっています。

介護給付

自宅等を訪問	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動の場	短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護
施設	施設入所支援

訓練等給付

訓練と就労	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
居住支援	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）

地域生活支援事業

●必須事業

① 理解促進研修・啓発事業
② 自発的活動支援事業
③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
⑥ 意思疎通支援事業
⑦ 日常生活用具給付等事業
⑧ 手話奉仕員養成研修事業
⑨ 移動支援事業
⑩ 地域活動支援センター事業

〇任意事業

① 訪問入浴サービス
② 日中一時支援
③ 権利擁護支援

第4節　重点施策

重点施策1　障がいへの理解促進・差別解消

本計画では、生活環境の整備を進めていくうえでの重点施策として、障がいへの理解促進・差別解消を掲げます。障がいのある方が地域生活をおくるためにも重要な施策として位置づけます。具体的には、広報や講演会、各種イベントなどで積極的に普及啓発活動を展開していきます。また、各種ボランティア講座などで、障害者差別解消法に関する講義を設けるなど、様々な機会を通じて、住民へのアプローチを行います。

合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、様々な配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むよう法的義務が課されているとともに、民間事業者なども取組みが義務化され、各分野の対応方針による自主的な取組みが促されています。

障害者差別解消支援地域協議会の設置や障がい者を雇用する事業所などへの普及活動など、広域的な取組みも推進していきます。

重点施策2　広域連携行政の推進

障がい福祉に関して、本町の広域連携行政の基本となる圏域が、県西圏域2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）や足柄上地域1市5町（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）、足柄上郡5町（中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）など、複数存在しています。町単独では、整備が困難なサービスや体制においても、広域的に取組むことによって整備することができています。

地域生活支援事業の市町村必須事業など、市町村サービスの提供体制を充実させていくためには、必要不可欠な取組みであり、今後も広域連携行政を推進していきます。

重点施策3　地域自立支援協議会の充実

自立支援協議会とは、障害者総合支援法に規定される障がい者等への支援体制を整備することを目的とした協議会です。本町が参画している自立支援協議会は、足柄上地域自立支援協議会と県西圏域自立支援協議会の2つがあります。

足柄上地域自立支援協議会は、5つの専門部会（就労支援部会・計画相談支援部会・児童発達支援部会・権利擁護部会・地域生活支援部会）を平成27年度に立ち上げ、足柄上郡5町がそれぞれの部会の事務局として、様々な活動を行っています。この取組みを継続・拡充し、足柄上地域の障がい福祉施策の充実を図ります。

また、障害者差別解消法に規定される障害者差別解消支援地域協議会などの他法に規定のある市町村が設置することのできる協議会を兼ね、機能の充実及び事務の省略化を図ります。

神奈川県が設定している障害福祉圏域の自立支援協議会は、県西圏域自立支援協議会です。県西圏域自立支援協議会と足柄上自立支援協議会との連携を強化していきます。

重点施策4　支援・連携体制の確立

乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備していきます。

就学前、就学期、成人への移行をスムーズに行えるよう「まい♡らいふブック」の活用を推進するとともに、相談支援体制を強化していきます。

また、身体障害者手帳交付者の約7割が65歳以上の高齢者であり、多くの方が介護保険サービスを利用しているため、介護保険制度の核となる地域包括支援センターとの連携も強化していく必要があります。障害福祉サービス事業所は介護保険制度を、介護保険事業所は障害福祉サービスを相互に理解しているが、連携が不十分な面があることから、障害福祉サービスから介護保険に移行される方や両制度を併用している方の生活支援について、一貫した支援体制を構築する必要があります。

重点施策5　子どもへの切れ目のない支援の充実

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊産婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。

このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われていくよう努めていきます。

重点施策6　障がい者家族の負担軽減

障がいのある方を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障がいのある方本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。また、身体的・精神的な負担を抱えている介助者も少なくありません。

障がいのある方が一人でも地域で安心して生活できるよう、地域で障がいのある方の暮らしを支えていけるようなネットワークの構築や障がい福祉サービスの充実等に取り組んでいく必要があります。

重点施策7　災害時の対応

日常生活の中で特に災害時の対応が不安という声が多く、また、災害時に一人で避難できるか不安という人も多くいます。災害時に障がい者家族や職員等が必ず避難の誘導等ができるとは限らないため、地域住民がその地域の障がいのある方を把握し、いざという時に助け合える関係を築いておくことが大切です。

また、災害時の対策として、災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策を強化するとともに、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者等に係る避難の支援体制を整備していく必要があります。

第4章　障がい児者施策の展開【第3期障がい者計画】

第1節　障がいをよく知る（啓発・広報）

1. 広報かいせい・おしらせ版での周知

毎月1日に発行している広報かいせい、おしらせ版により、関係機関や団体が主催するイベント情報などについて、積極的に情報を提供しています。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
おしらせ版の音声訳版の発行	おしらせ版の発行に合わせ、音声訳版を作成します。 また、音声データを町ホームページ等で聞けるようにしていきます。 さらに、視覚障害者の方に対し直接支援ができるよう、CD の個別送付を実施します。	・福祉介護課 ・企画政策課
障害者週間における広報紙への関連記事掲載	12 月の障害者週間にあわせ、広報かいせい12 月号への関連記事の掲載を基本とし、取組みを継続します。	・福祉介護課

2. 普及啓発活動の推進

障がいのある方が日常生活や社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動が求められます。

福祉教育については、小中学校等での福祉教育の推進に取組んでいますが、より効果的な取組みにしていくためには、幼少期からの福祉教育を一層推進する必要があります。

アンケート結果をみると、保育所や幼稚園等へ専門的な知識を有する職員の配置が求められています。

町の広報紙やホームページなどを通じて、障がいに対する啓発活動を進めていきます。また、定期的にイベントなどを開催することで、障がいのある方と触れ合う環境を整備し、障がいへの理解の促進を図ります。

障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育と福祉意識の醸成に努めます。特に青少年層のやさしさや思いやりを育むため、今後も幼稚園や学校等における福祉活動の充実に努めます。また、専門的な知識や経験を有する職員を育成し、障がい児教育をより一層充実していきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
地域活動支援センターによる普及啓発事業	普及啓発事業を含む地域活動支援センター事業について、足柄上地区1市5町で民間事業所へ共同委託しています。その中で、当該地域における障がいのある方がどのような活	・福祉介護課

施策･事業名	事業内容	担当課
	動をしながら地域生活を送っているかについて地域住民の理解をえるための普及啓発事業である「ちいき･ふくし博」を開催していきます。	
県西地区障害者文化事業	県西地区の障がいのある方の文化･芸術的作品を展示し、地域住民の理解と障がいのある方に対する認識を深め、障がいのある方の社会参加を図る文化事業の運営を支援します。	･福祉介護課
情報提供の充実	町のホームページの内容充実を図り、福祉情報の積極的提供に努めます。	･福祉介護課
こころといのちのサポート事業	メンタルヘルスの問題や自分や家族、周囲の人がメンタルヘルスの不調に気づき、ストレス対処法などを学ぶための普及啓発に努めます。またアルコール依存やうつ病などの対応の普及啓発にも努めます。	･福祉介護課 ･保険健康課
精神保健福祉セミナー	地域住民、家族、当事者、支援者が精神疾患、精神障害者について理解を深めるためセミナーを開催します。精神障害者の社会復帰、地域生活の支援、協力の促進に努めます。	･県保健福祉事務所 ･福祉介護課
ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進	ヘルプマークや、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知･普及を通じて、外見からわかりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。	･福祉介護課
福祉教育体制の整備と充実	学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解を深めるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。	･学校教育課

第2節　お互いにわかりあう（福祉教育・ボランティア活動）

1. 差別の解消

アンケートの結果では、普段の暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見があると感じるかについて「ある」、「あると感じている」と答えた方が約42%と、障がいのある方へ対する差別や偏見は依然として存在しており、引き続き差別の解消が課題です。そのため、障害者差別解消法等に基づき、障がいのある方もない方も、ともに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、差別の解消や合理的配慮の考え方の啓発活動を行います。

また、今回のアンケートにおいて、「特に感じることはない」と回答している方が約33%となっています。第4期障がい者計画策定時のアンケートにおいて、今回の数値を超えるよう取組みを推進していきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障害者差別解消地域支援協議会	足柄上地域自立支援協議会内に障害者差別解消法に位置づけされる障害者差別解消地域支援協議会を設置していき、障害者への差別の解消を目的として、地域課題の検討や議論を行います。	・福祉介護課
町職員研修	年1回程度、町職員を対象とした障害者差別解消に関する研修を行います。	・総務課
福祉教育の推進	学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。	・学校教育課

2. ボランティア活動の促進

近年、核家族化や高齢化により、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いが重要となるため、地域における支え合いの支援を行うための人材が求められます。

ボランティアに興味のある方が気軽にボランティア活動に参加できるよう、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の共有とニーズ調整、活動の場の提供などの支援を図ることが重要です。

町社会福祉協議会や学校等と連携し、学生へ向けたボランティア体験や研修会の充実を図り、若年層のボランティアの育成に努めます。また、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能の充実や、シニア世代への地域活動への呼びかけを行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
各種ボランティア講座	町社会福祉協議会や町民活動サポートセンターと連携し、ボランティア活動の活性化を推進します。	・町社会福祉協議会 ・福祉介護課 ・地域防災課

3. 福祉教育の充実

幼稚園や学校における福祉教育の実施に加え、町や教育委員会、町社会福祉協議会により、福祉図書・ビデオコーナーの設置やイベント・研修会などの開催を通じて学習機会の提供を行ってきました。

平成27年度から町社会福祉協議会が実施している小学生ふくし一日教室と親子ふくし教室を統合するなど事業の見直しも実施しています。今後は、全ての住民に福祉について学んでもらうことをめざして、地域福祉に関心の薄い住民や転居してきたばかりの方に対しても働きかけを行っていくことが重要です。

乳幼児期から小中学生、高校生、成人、高齢者まで、誰もが人権尊重と福祉について気軽に学ぶことができるように、身近な場所での学習機会の提供をさらに進めていきます。また、できるだけ多くの人に学んでもらうことができるように、学習への参加を促すための工夫をしていきます。

一般町民向けの事業として、認知症高齢者徘徊捜索模擬訓練や自殺対策推進事業等を実施し、町社会福祉協議会と町で対象層や実施事業などの役割分担を明確にし、自治会等の団体等とも連携を密にとり、福祉の学習環境の整備を進めていきます。

4. ピアサポーターの育成・活用

ピアサポーターとは、同じ症状や悩みを持った、同じような立場にある方が体験を共有し、共に語り合い、回復を目指す取組みである「ピアサポート」を支援する方のことです。障がいのある方が当事者同士で自発的に支えあう環境づくりを行うために、ピアサポーターの育成が求められます。

障がいのある方への相談支援や、障がいのある方の知識や経験の活用、当事者同士の交流に向けて、ピアサポーターの育成・活用を推進していきます。

第3節　共に過ごす（社会参加・交流）

1. 障がい者関係団体への支援

障がいのある方を地域で支えるためには、障がい者団体の果たす役割が大きいため、引き続き各種障がい者団体の育成・強化を図っていく必要があります。

積極的に地域で活動している障がいのある方やその家族がいる反面、社会参加できずに、地域の社会資源や支援サービスに適切に結びつかない障がいのある方や家族がいることも事実です。

そのため、障がい者関係団体に対し適切な支援を進めます。地域福祉の拡充を図れるように、活動を展開できる体制づくりを支援します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障がい者団体への育成・支援	当事者団体の組織強化と自主的な活動の充実へ向けた育成・支援体制を強化します。	・福祉介護課 ・町社会福祉協議会

2. 活動環境の整備

障がいのある方でも活動がしやすい環境を町の地域福祉の拠点となる町福祉会館を中心に整備します。

3. 活動の場の確保

障がいのある方にイベントや行事の参加を促すには、安全に活動できる環境の提供が必要です。障がい者団体などが実施する各種活動や町が主催するイベントなどにおいて、スポーツ施設や文化施設を活用する際には、バリアフリーの設備が整備された施設で活動することが望まれています。

障がいのある方が安心して活動できるよう、公共施設や学校などバリアフリーの設備が整った施設をできる限り開放します。また、活動しやすい環境を整備することで、社会参加を促進します。

また、関係機関や民間団体などと連携し、地域における障がい者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促されるよう工夫した創造活動の場の創出を推進します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
県障害者スポーツ大会等への選手参加の支援	神奈川県身体障害者スポーツ大会等の周知をし、障がい者のスポーツ参加の機会を広げます。	・福祉介護課
かいせい文化祭開催事業	かいせい文化祭への参加を呼びかけ、文化活動発表の機会を提供します。	・生涯学習課
県西地区みんなのつどいへの運営の支援	県西地区の施設利用者及び在宅の障がいのある方等が相互の親睦を図る「県西地区みんなのつどい」の運営を支援します。	・福祉介護課

施策・事業名	事業内容	担当課
県西地区障害者文化事業 （再掲）	県西地区の障がいのある方の文化・芸術的作品を展示し、地域住民の理解と障がいのある方に対する認識を深め、障がいのある方の社会参加を図る文化事業の運営を支援します。	・福祉介護課

第4節　可能性を増やす（教育・育成）

1.療育体制の整備

適切な療育を行うためには、医療、福祉などとの連携が必要です。町では医師、臨床心理士、保健師、看護師などの専門職種が子どもの成長発達を観察することなどにより、保護者が相談できる環境を整備し、発達障がい等の早期発見に努めています。

アンケート結果によると、子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源として、子どもの成長・発達について、継続して相談できる専門的な相談機関へのニーズが高くなっています。

障がいのある子どもにとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障がい児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、町内の相談支援事業所の拡充に努めるほか、障がい児に関する総合的な相談窓口の設置について検討します。

障がいのある子どもへの医療的ケアへの体制については、保健、福祉、保育、教育等が連携し、早期発見から早期対応に至る療育体制の充実に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 児童発達支援部会	足柄上地域自立支援協議の5つの専門部会のうち児童発達支援部会（事務局は松田町）にて足柄上地域の児童発達に関する課題整理やあり方を検討しています。	・福祉介護課

2.療育・就学相談

障がい児者や保護者などからの相談に応じるための相談支援事業を行い、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行っています。

アンケート結果では、子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源について「子どもの成長・発達について、継続して相談できる専門的な相談機関」が、また障がい者施策をすすめる上で、今後、町が特に力を入れるべきことについて「気軽になんでも相談できるような体制を充実させる」が最も多く、相談支援をより充実させていくことが求められます。

発達や成長、就学等に心配のある子どもについて、保護者への相談支援や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
就学相談	就学するにあたり、特別な支援が必要となる児童について、保護者と相談を行っています。最適な学びの場、より良い学びの場を検討していきます。	・学校教育課

施策・事業名	事業内容	担当課
巡回リハビリテーション事業	大井町保健福祉センターと南足柄市りんどう会館を会場に県が実施している事業です。発達の遅れ等が気になる児童に対し、医師や臨床心理士などが助言等を行います。	・こども課
乳幼児健康相談	0歳～就学前までの乳幼児を対象に、年12回、乳幼児の心身の健康について、相談を受け育児不安に対処するとともに、適切な助言・指導を実施しており、今後も相談の充実に努めます。	・こども課
こども心の相談	0歳から概ね18歳までの子どもの保護者及び関係者を対象に子どもの心の問題について相談を行い、子どもに向き合う方法や解決方法を心理の視点から助言を行います。	・こども課
ほほえみ相談	0～12歳までの乳幼児、児童を対象に子どもの発達や心の問題に対して、児童精神科医・言語聴覚士・臨床心理士が相談を受け、助言等を行います。	・こども課
相談支援事業	町内の相談窓口の充実に努めるほか、一般的な福祉サービスの利用援助から、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応について足柄上地域1市5町で民間事業所に委託しています。	・福祉介護課
足柄上地域自立支援協議会 相談支援部会	足柄上地域自立支援協議の5つの専門部会のうち相談支援部会（事務局は大井町）にて足柄上地域の相談支援に関する課題整理やあり方を検討しています。	・福祉介護課

3．教育現場での取組み

学校のバリアフリー化の推進や学習環境の整備など、障がいのある児童生徒にとって安全で使いやすい教育施設の整備や改善が重要です。

アンケート結果によると、学校等での生活について望むことについて、保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいに応じた指導をすることが最も多くあげられています。

障がいのある子どもが必要とする教育内容を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。また、学習環境の整備については、引き続きバリアフリーの推進に努めます。教職員が障がいに対する正しい知識を持ち、理解を深めることを通じて、個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容、教材等の工夫を図ることができるよう、教職員に対する研修を実施するとともに、学校全体での指導体制の確立に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
特別支援教育の充実	特別支援学級に生活支援者を配置し、個別対応や個に応じた指導を行っています。また、「ことばの教室」の通級指導では、担当教諭のもと指導の成果をあげています。通常学級における、特別な支援が必要な子どもたちの支援においても、教育相談コーディネーターを中心とした、ケース会議の開催、教職員の研修などを通して、学校全体の共通理解のもと取組みます。	・学校教育課
学校におけるインクルーシブ教育の推進	学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーを推進し、相互理解の一層の促進を図ります。	・学校教育課 ・福祉介護課

第5節　張り合いを持つ（雇用・就労）

1．障がい者雇用の推進

「働くこと」は誰もが自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばし、人生に張り合いを持つ重要な要素となっています。就労意欲のある障がいのある方が就労の場を確保できていない現状を踏まえ、多様な就労機会の確保と就労定着のための支援の充実が求められます。

アンケート結果では、障がいのある方が働く上で必要な条件について「障がいにあった作業内容である」、「障がいにあった勤務条件である」、「障がいに対する周囲の理解がある」と回答した割合が高く、職場における障がい者への理解を深めることが求められます。障がいのある方の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、「障がい者就業・生活支援センター」の運営支援を行い、障がい者雇用の促進に努めます。

また、事業者だけでなく従業員等に対しても、差別の解消や合理的配慮等に関する理解を深めるための啓発・研修等に取組み、障がいのある方に配慮した職場環境の整備を行います。さらに、障害者雇用促進法の改正等を踏まえた職場における合理的配慮の提供や法定雇用率について、事業者への理解の促進に努めます。

平成27年度より、足柄上地域自立支援協議会に就労支援部会が立ち上がり、足柄上地区の障がい者の雇用や工賃などの課題を検討しているほか、就労経験のない障がい者が就労移行支援の利用を経ず、就労継続支援B型を利用するための足柄上地区での統一した手続きや対応方法などの協議を行っています。

一般企業との連携については、就労支援部会を活用し、広域的な対応を図っていきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障がい者就業・生活支援センター事業の運営支援	就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、県西圏域2市8町が協定を締結し委託している相談事業所の運営を支援します。	・福祉介護課
障がい者雇用に関する各種援助事業の周知	公共職業安定所、足柄上地区1市5町、特別支援学校等及び障がい者就業・生活支援センター等が集まり、就労状況やそれに伴う支援などの情報の共有を図ります。	・福祉介護課
足柄上地域自立支援協議会 就労支援部会	足柄上地域自立支援協議の5つの専門部会のうち就労支援部会（事務局は中井町）にて足柄上地域の障がい者の就労に関する課題について検討しています。	・福祉介護課
障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進	障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、また、その経営基盤を強化するため、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。	・福祉介護課

2. 一般就労へ向けた支援

障がいのある方へ向けた就労体験実習を行い、一般就労促進のためのステップアップが図れるよう就労体験の場の整備を行いました。

共生社会の実現に向け、福祉施設を利用している障がいのある方の一般就労への移行の促進に向けた企業との交流促進に取組み、就労支援事業所の実践的な支援手法の確立に努めます。また、障がいのある方の一般就労について、人材を送り出す福祉事業所と人材を受け入れる企業、その仲介支援を行う支援機関のそれぞれの取組みやニーズについての相互理解の促進に努めます。

この施策については、第5章の成果目標に詳しく記載します。

第6節　はつらつと暮らす（保健・医療）

1. 障がいや疾病の発生予防

近年、全国的に顕著となっている糖尿病・脳出血・心臓病等の生活習慣病による中途障がいの発生は、予防や早期発見、早期治療が可能であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要視されています。

また、精神疾患の人はうつ病や認知症、アルコール依存症を中心に増加しており、その予防や早期対応が重要であるため、今後も啓発を続ける必要があります。

障がいの発生予防や重症化防止のために、健康づくりへの意識づけを行います。また、障がいの状況に対応した医療体制を充実します。

2. 早期発見

障がいのある子どもについて、障がいを軽減したり基本的な生活能力を身につけたりするためには、障がいの早期発見・早期支援が重要です。

日頃から検診の受診や健康相談の利用、健康手帳の活用を図るための啓発を行い、早期発見に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査事業	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、障がいの早期発見に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実に努めます。	・こども課
こども心の相談（再掲）	0歳から概ね18歳までの子どもの保護者及び関係者を対象に子どもの心の問題について相談を行い、子どもに向き合う方法や解決方法を心理の視点から助言を行います。	・こども課
ほほえみ相談（再掲）	0～12歳までの乳幼児、児童を対象に子どもの発達や心の問題に対して、児童精神科医・言語聴覚士・臨床心理士が相談を受け、助言等を行います。	・こども課
療育巡回相談支援事業	児童や保護者が集まる施設へ専門員を派遣し、保育や子どもへの対応について、助言や相談支援を行います。	・福祉介護課

3. 障がい者医療

障がいのある方や難病の方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。

医師会や歯科医師会等との連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制・歯科医療体制の充実に努め、障がい者がライフステージを通じて必要な医療を受けられるよう給付を行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
重度障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、療育手帳B1かつ身体障害者手帳3級及び精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ)の方の保険診療の自己負担額について助成します。	・福祉介護課
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童で、原則手術入院及び術後通院にかかる医療費を助成します。	・福祉介護課
自立支援医療(更生医療)	身体に障がいのある18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載のある障がいを軽減し、又は除去するために行われる医療に対する医療費を助成します。	・福祉介護課
自立支援医療(精神通院)	精神疾患で、通院による精神科医療を続ける必要のある病状の方に通院のための医療費を軽減します。 他の自立支援医療と異なり、県が給付を行います。	・福祉介護課

4. 歯科診療

障がいの特性によっては、一般の医療機関への受診が困難なことや、医療機関での治療の際の意思疎通が難しいため、適正な治療を受けることができないことが課題となっています。

歯科医師会との連携を図りつつ、県西圏域(2市8町)で整備している障害者歯科2次診療所に対する周知を強化し、障がい者に対する身近な歯科医療体制の充実に努め、障がい者がライフステージを通じて必要な歯科診療を受けられるよう体制整備を行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
県西地域歯科二次診療所運営支援	一般の歯科診療所では障がいの状態や設備面で対応が困難な障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を小田原歯科二次診療所において、歯科二次診療事業(県西圏域2市8町共同運営)を実施します。	・福祉介護課
障害者歯科検診事業	障がいのある方の歯科検診を実施します。	・福祉介護課

5. リハビリテーション体制の充実

障がいのある方や難病の方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。

6. 医療的ケア児への支援

医療的ケア児及び家族と医療・福祉・教育等社会資源をつなぎ、地域で安心して生活していただくための支援体制を作っていきます。相談窓口として、医療機関と連携した医療的ケア児等コーディネーター（医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター）の配置に努め、地域での生活を支援します。

第7節　安心して住む（障がい福祉サービス・権利擁護）

1. 福祉施設の整備

近年、本町内においても障害福祉サービス事業所や児童通所サービス事業所が多く立地するようになってきています。

前計画期間中に、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所、就労定着支援事業所1か所、日中支援型共同生活援助事業所1か所、生活介護事業所1か所、計画相談支援事業所1か所の計6種類5か所が増えています。

福祉施設の整備が着実に進んでおり、町内の障がい児者の利便性も向上しています。

なお、令和6年3月現在の町内障害福祉事業所及び障害児通所サービス事業所の一覧は、資料編に掲載します。

2. 権利擁護（意思決定支援）

障がい特性に配慮し、相談窓口の整備や情報提供の充実に努めるとともに、権利擁護に向けた取組みを強化することが必要です。

障がいのある方の基本的人権が守られ、差別や虐待など人権が侵害されるようなことがないよう、また、虐待等の事例に対して、迅速かつ適切に問題解決が図られるようにするために、相談支援事業等の権利擁護体制の充実、強化や、成年後見制度の周知と利用支援に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 権利擁護部会	足柄上地域自立支援協議の5つの専門部会のうち権利擁護部会（事務局は山北町）にて足柄上地域の権利擁護に関するあり方を検討しています。	・福祉介護課
あしがら成年後見センター運営支援	令和4年4月にあしがら成年後見センターが立ち上がりました。成年後見制度の普及啓発を行うほか、専門相談窓口の設置、支援者間のネットワークの構築、市民後見人の養成・支援など、利用促進を図るための取組みを進めます。	・福祉介護課

3. 虐待防止

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者に対する虐待の防止と虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応に積極的に取り組む必要があります。

関係機関との連携を図りながら、虐待防止に向けた相談体制の充実を図ります。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
開成町高齢者及び障害者等虐待防止ネットワーク協議会	高齢者及び障害者虐待の防止、早期発見、早期対応及びその他必要な措置を講ずるための協議会で、令和5年度よりあしがら成年後見センターを委員に追加し、協議会を運営します。	・福祉介護課

4. 緊急時における支援体制の充実

地域生活支援拠点として、令和4年4月に足柄上地域1市5町で地域生活支援拠点を設置し、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等を実施しています。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 地域生活支援部会	足柄上地域自立支援協議の5つの専門部会のうち地域生活支援部会（事務局は本町）にて足柄上地域の地域生活支援拠点の整備に関するあり方を検討しています。	・福祉介護課

第8節　地域環境を整える（やさしいまちづくり）

1. バリアフリー化

様々な場面においてバリアフリー化が推進されており、近年では、年齢、身体の状況、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しています。

アンケート結果によると、身の回りで、整備又は援助を必要とするものについて、「スロープや手すり等が使いやすく整備されている」、「敷地内や施設内（入口等）の段差解消」の割合が高く、普段の生活環境におけるバリアフリー化の推進が求められています。

障がいのある方を含めた全ての人が快適な生活を送れるよう、全てに優しいまちづくりを進めるために、引き続きバリアフリーの推進に努めます。また、障がいの特性に配慮した、ユニバーサルデザインの視点から住環境施設の整備・改善に努め、生活圏の拡大に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
公共施設整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」により、建築物、道路、公園などの公共施設の整備に努めます。	・都市計画課

2. 交通手段の確保

アンケート結果によると、普段の生活の中で障がいのある方への理解が足りないと感じるものについて、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」が最も高くなっていることから、障がいのある方にとって使いやすい交通機関の確保が求められます。

障がいのある方や高齢者にとって、道路や公共交通機関等が安全で利用しやすいものとなるよう施設等の整備・改善を推進します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
福祉コミュニティバス	移動手段の確保が難しい方に日常的な移動手段として町内を巡回するバスを運行し、利便性、外出機会、コミュニティの場を提供します。	・福祉介護課
移送サービス事業	町社会福祉協議会独自の福祉有償運送制度であり、歩行困難な高齢者や障がいのある方に対し、通院や入退所等、日常生活上の移動手段を提供します。	・町社会福祉協議会

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

アクセシビリティは、英語では“Accessibility”で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されています。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われており、容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められています。

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」が施行され、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする環境が求められています。

障がいの種類・程度に応じた手段の選択や日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるように、Net119緊急通報システムの利用促進や手話や要約筆記による意思疎通支援を実施するとともに、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

4. ケアラー支援の強化

家族を介護や援助することの考え方は様々ですが、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もある中、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

ヤングケアラーやきょうだい児に対するケアに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといった様々な要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼす可能性があり、支援が必要であっても子ども自身がそのことに気づいていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制の確保に取組みます。

第9節　安全・安心を育む（防災・防犯）

1. 防災体制の確立

町の防災訓練では、避難行動要支援者の安否確認及び要援護者を想定した指定福祉避難所（福祉会館）への避難等の訓練を行っています。

アンケート結果によると、町の防災訓練に参加している方の割合が約15%となっており、障がいのある方も参加しやすい防災訓練の実施が求められます。

災害時に障がいのある方が円滑に避難できるように、防災訓練の周知や参加促進の仕組みを構築します。また、障がいのある方も参加できるように、指定福祉避難所等の防災訓練の方法を工夫するとともに、円滑に避難誘導ができるよう自治会やボランティアセンターとの連携を強化します。

また、自力で避難することが困難な障がいのある方に対する防災知識の普及や、医療の提供体制の整備に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
町防災訓練	障がいのある方も参加できるような町防災訓練を実施します。地域で実施される防災訓練においても避難行動要支援者に関する訓練内容を実施するよう各自主防災会へ呼びかけを行うとともに、訓練内容の必須事項を提示していきます。	・福祉介護課 ・地域防災課

2. 避難行動要支援者等に係る避難支援

アンケート結果によると、災害発生時に不安に思うことについては、「薬などの物品や医療的ケアが確保できるか不安」という声が最も多く、災害時・緊急時であっても、障がいのある方へのケア体制を整備することが重要です。

障がいのある方で、自力での避難が困難な方を予め登録し、災害時に迅速な避難誘導、救助などを行えるよう避難行動要支援者登録制度を推進してきました。アンケート結果によると、災害発生時に一人で避難できるかについて「避難できると思うが自信がない」、「避難できない」と答えた方が合わせて6割を超えており、災害時に援護を必要とする方への対策を強化していく必要があります。

避難行動要支援者登録制度の重要性の周知を徹底し、自治会及び民生委員児童委員協議会と連携し、広報や地域活動によるロコミにより制度周知を行います。より多くの対象者に制度への登録を促し、災害が起きた際にも円滑に避難援護をできる体制を強化することに努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者登録制度	自力での避難が困難な方を本人や家族の同意のもと登録し、情報共有する避難行動要支援者登録制度を自治会、民生委員などと連携し、充実を図ります。	・福祉介護課

施策･事業名	事業内容	担当課
福祉避難所協定の締結	介護保険事業や障害福祉サービス事業を展開している民間法人との福祉避難所協定を計画的に推進していきます。	･福祉介護課
避難行動要支援者拠点施設の機能強化	指定福祉避難所の運営にかかる専門職登録制度を周知し、避難所の強化に努めます。	･福祉介護課
災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策	浸水想定区域内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、情報伝達手段の整備を行うとともに、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を支援します。	･福祉介護課 ･地域防災課

第5章　サービス提供体制の整備【第7期障がい福祉計画】

第1節　令和8年度（2026年度）の成果目標

障がい福祉に係るサービスや支援体制を最大限に活用して障がいのある方の自立した生活を促進するため、地域生活及び一般就労等への移行や、町内・圏域における支援拠点の整備や協議の場の設置について、国の指針に基づいて成果目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、令和8年度末までにおける地域生活に移行する目標値を設定します。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。 ●令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。 ※目標設定にあたって、令和5年度末までに第6期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を第7期の目標値に加算すること。

開成町の方針	◆国の基本指針を踏まえた上で、開成町の実績や現状を加味して設定する。

【 成果目標 】

項 目	目 標
令和4年度末時点の施設入所者数	14人
【目標】地域生活移行者の増加	**1人** **7.1%**
令和8年度末時点の施設入所者数	13 人
【目標】施設入所者数の削減	**1人** **7.1%**

目標達成に向けた取組み

施設に入所されている方の年齢及び症状等の関係もあり、介護保険制度への移行や死亡により施設入所者は減少しています。今後は、加速する地域の高齢化に伴い、施設の入所希望者も増加するものと見込まれます。

引き続き近隣市町や事業所と連携し、グループホームをはじめとする居住系サービスの整備、日中活動の場の確保を通じて地域生活への移行促進を図ります。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。<※都道府県目標> ●令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。<※都道府県目標> ●令和8年度末の精神病床における早期退院率の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。<※都道府県目標>

開成町の方針	◆精神病床に係る成果目標は各都道府県が定めるため、本計画には掲載しない。 ◆第6期計画から引き続き、未整備となっている地域包括ケアシステムの構築に努め、関係者による協議の場の設置を検討する。

【 成果目標 】

項 目	目 標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置済み

目標達成に向けた取組み

精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加など重層的な連携による支援体制を構築するため、令和4年度に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は地域の課題を踏まえて活動内容等を協議するとともに一定期間ごとに進捗状況の評価をしてまいります。

3. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりを行うものです。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●令和8年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。 ●強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。
開成町の方針	◆令和4年4月に設置した地域生活支援拠点において、引き続き、相談支援体制の充実・強化を図る。 ◆強度行動障がいを有する者に関する支援体制を関係機関と連携し、協議・検討していく。

【 成果目標 】

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	設置済み
強度行動障がいを有する者に関する支援体制の整備	関係機関と連携し、支援体制の強化について、協議・検討していく。

目標達成に向けた取組み

障がいのある方の重度化・高齢化、「親なき後」等を見据えて、今後は地域生活支援拠点の重要性が一層高まるものと想定されます。引き続き、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会、地域生活支援拠点事業在り方検討会、足柄上地区地域自立支援協議会等で検討を重ね、充実、強化をめざします。

◆圏域における面的整備のイメージ

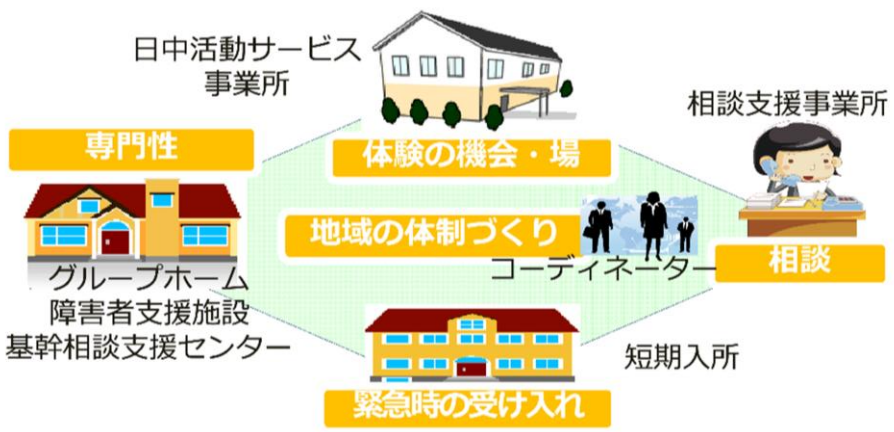

図：厚生労働省資料

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標設定を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ●就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

開成町の方針	◆国の基本指針を踏まえた上で、開成町の実績や現状を加味して設定

【 成果目標 】

項 目	目 標	考え方
【目標値】 年間一般就労移行者数	**5人**	令和8年度に、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労する人数 【令和3年度実績（4人）の1.28倍】
【目標値】 事業所ごとの就労移行率	令和8年度における就労定着率が5割以上の事業所を、全体の5割以上とする。	
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	**9人**	令和8年度に、就労定着支援事業を利用する人数 【令和3年度実績（6人）の1.41倍】
【目標値】 事業所ごとの就労定着率	令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。	

目標達成に向けた取組み

一般就労の促進は、障がいのある方の自立のためだけでなく、今後加速する少子高齢社会における地域の働き手の確保のためにも重要な目標となります。

福祉介護課を中心に庁内各課とハローワーク等の関係機関の連携を強化し、雇用・就労機会の充実と、職場定着に向けた就労及び生活面の総合的な支援体制の構築に努めます。

5. 相談支援体制の充実・強化に向けた取組みの実施体制の確保

障がいのある方が地域において自立した日常生活又は生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけではなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携を図る相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標設定を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●各市町村又は圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保すること。 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこと。

開成町の方針	◆国の基本指針を踏まえた上で、開成町の現状を加味して設定

【 成果目標 】

項 目	考え方
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和8年度末までに基幹相談支援センターを整備
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	研修会の実施
地域の相談支援機関との連携強化の取組み	足柄上地区地域自立支援協議会の活用のほか、令和8年度末までに基幹相談支援センターを整備
地域サービス基盤の開発・改善等	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

目標達成に向けた取組み

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援体制に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

そのため、基幹相談支援センターの整備に向けて、広域設置を検討し整備を目指します。

6. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要としているサービスを提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●令和8年度までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制を構築すること。

開成町の方針	◆令和8年度末までに、町職員が積極的に研修等に参加し得た知識をもとに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析、活用を行う。

【 成果目標 】

項 目	考え方
相談支援従事者初任者研修の参加促進	障がい福祉を担当する職員が年1回以上参加する。
障害支援区分認定調査員研修の参加促進	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修へ町職員が積極的に参加し、得た知識をもとに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析・活用を行い、年1回事業所への説明を行う。

目標達成に向けた取組み

障がい福祉を担当する職員に対し、年1回以上都道府県が実施する障がい福祉等に関わる研修に参加を促します。特に異動や配置替えのあった職員は欠かさず受講するものとします。また、令和8年度末までに障害者自立支援審査支払等システムや指導監査の共有等、サービスの質向上を図るための取組みに係る体制を構築します。

第2節　介護給付

地域で生活を営む方のうち、日常生活において介助支援を必要とする障がいのある方を対象とした、在宅で受けられるサービス及び施設へ通所することで利用できるサービスです。

身体の不自由な方、支援を必要とする方の地域における自立した生活を支援します。

訪問系サービス

①居宅介護

・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

・障害支援区分が区分1以上の方が利用の対象となります。

②重度訪問介護

・重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動の支援等を総合的に行います。

・障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方、又は障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である方が対象となります。

③同行援護

・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

④行動援護

・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方などであって、常に介護を必要とする方が行動する際に、生じ得る危険を回避するたに、必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

・障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である方が対象となります。

⑤重度障害者等包括支援

・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

・障害支援区分が区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で、かつ重度訪問介護の対象者で四肢全てに麻痺等があり人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方もしくは最重度の知的障がいのある方、又は障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が 10 点以上である方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用時間（時間／月）	推計値	370	420	471	1,170	1,190	1,200
	実績値	533	1,088	（1,170）			
利用者数（人／月）	推計値	22	25	28	24	26	28
	実績値	18	20	（20）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

訪問系サービスは、精神障がいの方が最も多く利用しています。障がい福祉サービスを利用している方は65 歳以上になると、介護保険に同様のサービスを利用することになっているため、一部の利用者が減少することとなります。

第6期計画では利用者数は推計値を下回りましたが、利用時間は障がいの重度化や重複障がい等により増加傾向であり、引き続き増加するものと見込みます。入所施設や病院から地域生活への移行を促進するに伴い、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。町内外の事業所との連携を強化するとともに、多様な訪問サービスの実施主体の確保に努めます。

日中活動系サービス

①生活介護

・障害者支援施設等において、昼間、入浴・排せつ及び食事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

・障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、50 歳以上の場合は区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の方が対象となります。また、障害者支援施設に入所する方で区分4以下（50 歳以上の場合は区分3）より低い方で、利用の組み合わせが必要と認められた方も対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	592	632	671	620	648	676
	実績値	536	564	(592)			
利用者数（人／月）	推計値	28	29	30	31	32	33
	実績値	27	29	(30)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

現状の利用実績を確保しつつ、特別支援学校卒業生などの新規利用者を見込み推計しています。生活介護は 1 人の方が複数の事業所を利用するなど、地域の社会資源として不足傾向です。利用希望者に支障がないよう、事業所等と連携を図り体制整備に努めます。

②療養介護

・病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に医療機関で機能訓練や療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。

・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の方、又は筋ジストロフィー患者もしくは重症心身障がいのある方であって区分5以上の方が対象になります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	3	3	3	4	4	4
	実績値	3	4	(4)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

現状の利用実績を維持するものとして推計しています。引き続き医療機関等と連携してまいります。

③短期入所（ショートステイ）

・自宅で生活している障がいのある方のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

・福祉型は障害支援区分が区分1以上の障がいのある方が対象になります。

・医療型は、遷延性意識障がいのある方、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方、及び重症心身障がいのある方等が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	42	46	50	32	36	40
	実績値	28	28	(28)			
利用者数（人／月）	推計値	4	5	6	5	6	7
	実績値	4	4	(4)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

今後、介護者の高齢化等に伴い、利用希望が増えていくことが見込まれます。医療型の短期入所については実績がありませんが、医療的ケアを伴う方が利用できるよう、医療機関等とも連携してまいります。

居住系サービス

①施設入所支援

・施設に入所している方に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

・生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は区分3）以上の方、あるいは下記の条件に該当する方が対象となります。

〇自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所を継続した上で訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。

〇生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は区分3）より低い方、又は就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、指定特定相談支援事業者によるサービス利用計画を作成する手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせを必要と判断した方。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	16	16	15	14	14	13
	実績値	16	14	(14)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

施設に入所されている方の年齢及び症状等のほか、地域における高齢化に伴い施設入所希望者も増加するものと見込まれますが、グループホーム等の整備などによる地域生活への移行促進を図ることで、減少に努め、成果目標の達成を目指します。

第3節　訓練等給付

障がいのある方が自立した生活を営むため、理学療法士や作業療法士等から必要な訓練を受ける他、就労に必要な知識、能力等を訓練する機会を提供するサービスです。

また、就労に関しては、一般就労、福祉的就労に関わらず就職活動から就職後の職場で生じる課題や悩みに関する相談まで総合的に支援を行い、地域社会への移行を促進します。

日中活動系サービス

①自立訓練

●自立訓練（機能訓練）

・障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅に訪問することによって、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。理学療法や作業療法等のリハビリテーションや生活上の相談支援等を行います。

・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	21	21	21	18	18	18
	実績値	19	18	（18）			
利用者数（人／月）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	（1）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第6期計画期間中、おおよそ推計値と同数の利用実績であることから、引き続き、横ばいで推計しています。

●自立訓練（生活訓練）

・障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。具体的には、食事・入浴・排せつ及び家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいがある方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	20	40	40	20	40	40
	実績値	39	18	(18)			
利用者数（人／月）	推計値	1	2	2	1	2	2
	実績値	2	1	(1)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

地域生活への移行促進に伴い、精神科病院の長期入院患者の退院促進も進むと想定され、実績ベースから微増するものとして推計しています。生活訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。

②就労選択支援

・第7期計画の期間中に新規に始まるサービスです。サービス内容は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値					1	1
	実績値						

― 今後の見込み ―

利用希望者に支障がないよう、事業所等と連携を図り、サービスの体制の整備に努めます。

③就労移行支援

・一般就労への移行に向けて、生産活動、職場体験その他活動の機会の提供、及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に対する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のための相談、支援等を行います。

・就労を希望する方で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方が対象になります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	100	105	117	20	20	20
	実績値	39	0	(0)			
利用者数（人／月）	推計値	6	6	7	1	1	1
	実績値	2	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第6期計画期間中は推計値を下回っています。引き続き事業所等と連携を図り体制整備に努めるとともに、一般就労への意欲向上とサービスの周知に努め、成果目標の達成を目指します。

④就労継続支援

●就労継続支援A型 ※雇用型

通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある方が対象となります。雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	18	18	18	23	23	23
	実績値	33	23	(23)			
利用者数（人／月）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	2	1	(1)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

障害者の雇用の促進に伴い、一般就労へのステップアップとして利用ニーズがあるものとして第6期では見込んでおり、利用者数・利用日数は推計値を上回っています。引き続き、成果目標の達成を目指します。

●就労継続支援B型 ※非雇用型

・通常の事業所などに雇用されることが困難な方に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

・就労経験があり年齢や体力面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援事業を利用した結果、非雇用型の利用が適当と判断された方、50 歳以上の方又は障害基礎年金1級を受給されている方等が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用日数（人日／月）	推計値	750	770	790	777	824	871
	実績値	636	683	（730）			
利用者数（人／月）	推計値	44	45	46	45	46	47
	実績値	42	43	（44）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第6期は推計値を下回っていますが、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。心身の状況からB型事業所が適して利用されるなど、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。特別支援学校の卒業生の推移など勘案し、増加傾向で見込んでいます。事業所と連携し障がいのある方の就労機会の確保に努めます。

⑤就労定着支援

・就労移行支援又は就労継続支援等の利用を経て、事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決のために指導・助言等の支援を行います。

・就労移行支援等を利用した後、事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した方が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	3	4	4	11	12	13
	実績値	6	9	（10）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

サービスの浸透や障がい者雇用の促進により、今後の需要の増加が見込まれます。障がいのある方が新たな事業所で定着継続できるよう事業所と連携し、サービスの確保に努めます。

居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

・共同生活を行う住居に入所している障がいのある方に対し、主として夜間において、入浴・排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

・障がいのある方（身体障がいのある方は、65 歳未満の方又は 65 歳に達する月の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方）が対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	12	13	14	17	18	18
	実績値	15	17	(17)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第6期計画期間中は推計値を上回る利用実績となっており、精神科病院や施設入所からの地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれます。制度の浸透により、今後も緩やかに増加するものと見込まれます。

②自立生活援助

・地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある方の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

・障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある方で、一人暮らしを希望する方などが対象となります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	0	0	1	0	0	1
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

事業所が開成町を含め近隣市町にないことから推計値を下回っています。今後、地域生活への移行促進に伴い、今後緩やかに増加すると見込まれます。事業者の広域的な確保に努めてまいります。

第4節　計画相談支援給付等

障がいのある方が抱える課題の解決や地域生活への移行、適切なサービスの利用計画の作成に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を実施するサービスです。

①計画相談支援

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方や、障害福祉サービスを受けようとする障がいのある方又は児童が対象となります。サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人分／月）	推計値	20	21	22	25	26	27
	実績値	21	23	(24)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

利用ニーズは高いものの、相談支援事業者数が少ないため、障がいのある方又は家族がサービス等利用計画を作成し対応している方が増えている課題があります（セルフプランの増加）。民間事業所の参入を促すとともに、足柄上地区地域自立支援協議会等を活用し、課題解決に向けた取組みを進め、希望する方が計画相談支援を利用できるよう、体制整備に努めます。

②地域移行支援

障害者支援施設などに入所している障がいのある方や精神科病院に入院している人などが対象となります。生活の場を地域に移行するための相談その他必要な支援を行います。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第6期計画期間中、推計値を下回っている状況ですが、障がいのある方の地域移行の際に不可欠な事業であることから微増横ばいで推計しています。

③地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がいのある方や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある方などが対象となります。常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人／月）	推計値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

利用実績はありませんが、地域生活への移行促進に伴い、微増横ばいを見込んでいます。サービス量を確保できるよう事業所と連携してまいります。

第5節　地域生活支援事業

障がいのある方の福祉の推進とともに、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、町及び県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態のもとに実施する事業です。

市町村必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある方等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。これまで地域活動支援センターにおいて「ちいき・ふくし博」を足柄上地区1市5町の共催事業として開催しており、今後も開催を継続していきます。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
実施の有無	推計値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

②自発的活動支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

③相談支援事業

障がいのある方や障がいのある児童の保護者又は介助を担う方等からの相談に応じ必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方の自立した生活を支援します。

平成29年度より相談支援事業を足柄上地区1市5町で相談支援センターりあんに委託しており、電話や対面での相談だけでなく月に1度各市町を巡回しての出張相談や訪問による相談支援等を実施しています。

基幹相談支援センターについては、整備に向けて単独設置又は広域設置を検討してまいります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の支援や、申立てを行う親族がいない場合に町長が申立てることにより障がい者の権利擁護を図ります。また後見人の報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
町長申立て件数	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
実施の有無	推計値	無	無	無	無	有	有
	実績値	無	無	無			

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害者などの相談業務を円滑に運営するため、福祉介護課に手話通訳士を配置しています。また、意思疎通に支障がある障がいのある方がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を継続実施します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
派遣回数（回）	推計値	20	24	26	20	24	26
	実績値	12	5	(16)			

※令和5年度の実績値は見込量

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がいのある方を対象に、介護・訓練支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
介護・訓練支援用具（件）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	0	(1)			
自立生活支援用具（件）	推計値	1	1	1	4	4	4
	実績値	4	4	(4)			
在宅療養等支援用具（件）	推計値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	0	(1)			
情報・意思疎通支援用具（件）	推計値	0	0	0	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			
排泄管理支援用具（件）	推計値	374	392	411	62	64	66
	実績値	57	58	(60)			
居宅生活動作補助器具（住宅改修費）（件）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(0)			

※第5期の排泄管理支援用具推計値は申請件数（概ね6か月に1回）であるが、実績値は1か月に1件の支給件数として算出
※令和5年度の実績値は見込量

⑧手話奉仕員研修養成事業

聴覚障がいのある方との円滑な意思疎通の手段を確保し、社会参加と交流を促進するため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的に実施します。令和5年度から隔年でステップアップ講座を開講し、技術の向上を図ります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
実施の有無	推計値	有	無	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことで地域における自立と社会参加を促進します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	15	16	17	15	17	19
	実績値	8	11	(13)			
年間延べ時間（時間）	推計値	2,400	2,500	2,600	2,519	2,800	3,081
	実績値	1,676	1,957	(2,238)			

※令和5年度の実績値は見込量

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある方が通う場所において、地域の実情に応じて創作的活動や生産的活動の機会を提供し、社会参加の機会の充実を図ります。

●基礎的事業

在宅の障がいのある方を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供等を支援します。

●機能強化事業

基礎的事業に加えて、在宅で支援を必要としている障がいのある方を対象に、機能訓練や社会適応訓練、訪問入浴サービスを実施します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
基礎的事業利用者数	推計値	19	20	21	20	21	22
	実績値	22	18	(19)			
基礎的事業実施箇所	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			
機能強化事業	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	(1)			

※令和5年度の実績値は見込量

任意事業

①訪問入浴サービス

入浴が困難な重度の身体障がいのある方を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴を支援することで身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	1	2	2	1	2	2
	実績値	1	1	（1）			

※令和5年度の実績値は見込量

②日中一時支援

障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	10	11	12	11	12	13
	実績値	8	9	（10）			
年間延回数（回）	推計値	412	453	498	453	498	543
	実績値	520	711	(412)			

※令和5年度の実績値は見込量

③権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づき、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることがないよう支援に取り組みます。

町で通報を受理し、通報への適切な対応により、障がいのある方の権利擁護に取り組みます。また、町では「開成町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、医師会、弁護士会、警察、福祉事業所等とのネットワークを構築しています。障害者虐待防止専門部会を定期的に開催し、かつ、障害者虐待に係る周知・啓発を図っていくことで、地域全体で見守る体制を構築します。

第6節　その他の事業

①在宅重度障害者福祉タクシー利用助成事業

電車、バス等の公共交通機関の利用が困難な重度の障がいのある方を対象に、福祉タクシーを利用する際の費用を一部助成します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	92	94	96	92	94	96
	実績値	70	70	（89）			

※令和5年度の実績値は見込量

②重度身体障害者自動車燃料費助成事業

重度の障がいのある方が、本人又は同居の家族が所有する自家用車を運転した場合に燃料費の一部を助成します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	10	10	10	11	11	11
	実績値	13	11	（11）			

※令和5年度の実績値は見込量

③重度障害者等年金給付事業

町内在住の住民非課税世帯等に属する重度の障がいのある方に対し、年金として給付金を支給します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	88	91	94	88	91	94
	実績値	75	79	（85）			

※令和5年度の実績値は見込量

④身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の障がいのある方を対象に、心身の状態に応じて自家用車を運転することができるよう改造するための費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	1	1	1	2	2	2
	実績値	2	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

⑤重度障害者住宅設備改良費助成事業

重度の障がいのある方を対象に、心身の状態に応じて自宅の住宅設備を改良するための費用を助成します。

■ 実績と推計値

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

第6章　障がい児支援【第3期障がい児福祉計画】

第1節　障がい児支援　総論

第3期となる障がい児福祉計画においては、第2期計画において構築した障がいのある児童の支援を検討するための協議の場の維持・推進と、多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう、医療的ケア児に関するコーディネーターを確保することが求められています。

第2節　令和8年度（2026年度）の成果目標

【 成果目標の考え方 】

国の指針	●児童発達支援センターを令和8年度末までに各市町村に1か所以上設置すること。 ●すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築すること。 ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。 ●各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

開成町の方針	◆医療的ケア児支援のための協議の場の設置について、圏域で協議を進めます。 ◆医療的ケア児に関するコーディネーターの配置についても圏域内の相談支援事業所を精査し、適切な人材の把握と配置の検討を進めます。

【 成果目標 】

項　目	考え方
児童発達支援センターの設置	県西障害保健福祉圏域内で1か所 （利用できる体制を構築済み）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援を利用できる体制の構築）	県西障害保健福祉圏域内で1か所 （利用できる体制を構築済み）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	県西障害保健福祉圏域内で各1か所 （放課後等デイサービスは、利用できる体制を構築済み）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末までに足柄上地区地域自立支援協議会を活用して協議の場を設置
医療的ケア児に関するコーディネーター （又はコーディネート機能を有する支援機関）	令和8年度末までに1人（1か所）

目標達成に向けた取組み

医療的ケア児の支援に関し、庁内連携等を引き続き実施します。また、身近な地域で医療的ケア児やその家族が必要な支援を受けられるよう、令和8年度までに足柄上地区地域自立支援協議会を活用し、医療的ケア児支援のための協議の場の設置を目指します。

第3節　発達障がいの早期発見・早期支援に向けた活動指標

国の第3期障がい児福祉計画の指針においては、発達障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備に向けて、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境づくりや、指導者の養成等が求められています。

開成町では第二期子ども・子育て支援事業計画の分野別事業において「障がいのある子どもたちへの支援」として、3歳児健診健康診査フォロー教室や子ども発達相談事業、子ども心の相談等を実施しています。また保育所や幼稚園等へ赴く巡回支援専門員整備事業を実施しています。

今後は児童発達支援センターを中心とした障がいのある児童への支援、保護者への相談支援等を通じて児童及び保護者の課題を把握し、適切な支援に繋げるとともに国の要請する支援プログラムの実施や指導者養成の方策について検討の上実施します。

①保護者向けの支援プログラムの実施

・ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者の方が、子どもの行動の理解を学び、子育てをすることの自信をつけ、子育ての仲間をみつける機会とすることを目的としたプログラムです。

②ペアレントメンターの養成

・障がい児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

・同じような発達障がいのある児童やその保護者に対して、専門家とは異なる視点でのサポートや地域資源に関する情報提供が可能であり、状況に応じてペアレントトレーニングを主導する立場となります。

③ピアサポート活動への参加

・ピアサポートとは障がいに限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動です。地域共生社会における“我が事・丸ごと”にも通じる理念に基づく活動で、支援の現場において、より広く関係者の繋がりを生み出すことが期待されます。

【 成果目標 】

項　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング等支援プログラムへの受講者数	－	－	5人
ペアレントメンターの人数	－	－	2人
ピアサポート活動への参加者数（※）	20人	20人	20人

※開成町内の発達障がい児者団体等の活動に参加された方の人数

第4節　障がい児通所サービス

①児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所において、主に未就学の障がいのある児童、又はその可能性がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用回数（人日／月）	推計値	340	374	408	409	440	471
	実績値	316	347	(378)			
利用者数（人）	推計値	36	38	40	42	44	46
	実績値	31	38	(40)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第2期計画期間中、推計値をやや下回っていますが、年少人口の増加に伴い利用者の増加を見込んでいます。近隣市町と連携し提供体制の確保に努めます。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童を対象に、通常の児童発達支援に加えて、身体の状況により治療を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

医療型児童発達支援の提供事業所は県内でも少なく、実績は0件となっています。医療的管理下での支援となることから、関係機関等と調整してまいります。

③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用回数（人日／月）	推計値	497	535	573	738	777	816
	実績値	621	660	(699)			
利用者数（人）	推計値	42	47	50	66	72	78
	実績値	48	54	(60)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

第2期計画期間中、推計値を上回っており、年少人口の増加や児童発達支援・放課後等デイサービスの利用実績及び伸び率を踏まえた推計値を見込んでいます。成果目標となっている支援体制の確保や質の向上を図ってまいります。

④保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用回数（人日／月）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	（1）			
利用者数（人）	推計値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	（1）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

近隣市町で保育所等訪問支援を展開する事業所に限りがあり利用回数は横ばいとなっています。引き続き事業所等と調整を図り、専門的支援体制の確保に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童であって、かつ児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、発達支援を受けることができるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	0	0	1	0	0	1
	実績値	0	0	（0）			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

県西障害保健福祉圏域では提供する事業所がなく、利用実績がありません。重度障がいのある児童の支援体制について足柄上地区地域自立支援協議会で構築してまいります。

第5節　相談支援給付

①障害児相談支援

障害児通所支援を利用する方に対し、障がいのある児童の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人/月）	推計値	9	10	11	12	13	14
	実績値	9	10	(11)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

利用ニーズは高いものの、相談支援事業者数が少ないため、障がいのある方又は家族がサービス等利用計画を作成し対応している方が増えている課題があります（セルフプランの増加）。民間事業所の参入を促すとともに、足柄上地区地域自立支援協議会等を活用し、課題解決に向けた取組みを進め、希望する方が計画相談支援を利用できるよう、体制整備に努めます。

第6節　その他の事業

①軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならず、補装具の給付を受けられない軽・中等度難聴児に対して補聴器の購入費を助成します。

■ 実績と推計値

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
利用者数（人）	推計値	1	1	1	2	2	2
	実績値	2	0	(0)			

※令和5年度の実績値は見込量

― 今後の見込み ―

引き続き、乳幼児健診等などを担当する職員や関係機関等に広く周知してまいります。

資料編

1. 開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

（設置）

第1条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2第3項の規定に基づく開成町障がい者計画、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく開成町障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく開成町障がい児福祉計画を一体的な計画（以下「計画」という。）として策定するにあたり、町民の意見を広く求め計画に反映させるため、開成町障がい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）計画の策定に関すること。

（2）計画の達成状況の評価に関すること。

（3）その他計画の策定及び評価に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条　協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

（1）障がい福祉当事者団体

（2）開成町民生委員児童委員協議会

（3）町内障害福祉サービス事業所

（4）町内障害児通所支援事業所

（5）委託相談支援事業所

（6）小田原保健福祉事務所足柄上センター

（7）開成町教育委員会

（8）神奈川県立小田原支援学校

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（報償費の支給）

第7条 委員等が会議に出席するときは、開成町報償費支出基準（平成17年開成町訓令第4号）に定める範囲内で報償費を支給することができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉介護課において処理するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 開成町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱（平成23年開成町告示第45号）は廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の開成町障がい福祉推進協議会設置要綱の規定は、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の開成町障がい福祉推進協議会設置要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の開成町障がい福祉推進協議会設置要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2. 計画の策定経過

開催日等	内 容
令和5年6月27日	第1回 開成町障がい福祉推進協議会
令和5年8月31日	第2回 開成町障がい福祉推進協議会
令和5年11月22日	第3回 開成町障がい福祉推進協議会
令和6年1月1日～令和6年1月31日	パブリックコメント
令和6年3月11日	第4回 開成町障がい福祉推進協議会

3. 開成町障がい福祉推進協議会委員名簿

選出団体	氏 名	備 考
開成町身体障害者福祉協会	遠藤 伸一	
開成町心身障がい児者と家族の会かるがも	明石 功香	
開成町民生委員児童委員協議会	小金 智子	
特定非営利活動法人あしたば 地域作業所合力の郷	津田 竜児	障害福祉サービス事業所
社会福祉法人一燈会 生活介護 トゥモローランド	近藤 光伸	
社会福祉法人一燈会 放課後等デイサービス トゥモローランド	石飛 信彦	障がい児通所支援事業所
足柄上地区障がい者相談支援事業所 相談支援センターりあん	山田 愛（令和5年12月31日まで） 安藤 智美（令和6年1月1日から）	委託相談支援事業所
小田原保健福祉事務所足柄上センター	志波 直子	
開成町教育委員会	小林 裕史	
神奈川県立小田原支援学校	三輪 和子	

※敬称略

4. 町内事業所一覧

種 別	事業所名	住 所	電話番号 FAX番号
生活介護	生活介護トゥモローランド	宮台252-1	85−5133 85−5132
生活介護	トレイランド	みなみ1丁目4−1	82−8521
就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援B型	地域作業所 合力の郷	吉田島1612-1	84−1931 20−4872
就労継続支援B型	れんげ	吉田島1043−1 開成町福祉会館内	82−1499 82−1499
就労継続支援A型 就労継続支援B型	社会福祉法人一燈会 人財開発部	みなみ5丁目5-10	85-0272 85-0273
日中支援型共同生活援助	トゥモローランド 燈かり	延沢692	82-8577 82-8576
居宅介護	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ	宮台1107-1	84−1828 85−3121
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	太陽の門ヘルパーステーション	延沢823-1	20−7120 20−7475
放課後等デイサービス	ファミリーサポートすずろ 開星亭	宮台1107−1	84−0661 85−3121
放課後等デイサービス	放課後デイサービス トゥモローランド	吉田島4352-3 ザ・開成プレイス3F	85−1122 85−1125
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス つばみ	みなみ5−6−8	83−3272 33−6263
放課後等デイサービス	放課後デイサービス トゥモローランド開成みなみ	みなみ5−6−15	85−1555 82−1818
児童発達支援 放課後等デイサービス	toiro 開成	吉田島4351-9 藤与駅前ビル1階	46-7119 46-7159
計画相談支援 障害児相談支援	ケアプランはなの詩	吉田島4352-3 ザ・開成プレイス2F	85−5135 85−0051
計画相談支援 障害児相談支援	太陽の門相談室	延沢823-1	20−7120 20−7475

令和6年3月1日現在

開 成 町

第3期障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発 行：開成町 福祉介護課

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地